

平成27年6月16日

第31回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第31回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成27年6月16日（火曜日）午前9時00分開会

出席委員（16名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	佐藤英治君	小野絹子君
	伊勢由典君	曾我ミヨ君

欠席委員（1名）

高橋卓也君

証人（3名）

- (1) 前塩竈市産業環境部長 荒川和浩君
 - (2) 前塩竈市産業環境部 環境課長 村上昭弘君
 - (3) 塩竈市議会 議員 嶺岸淳一君
-

事務局出席職員氏名

事務局 局長 安藤英治君 議事調査係長 鈴木忠一君
庶務係 主査 片山太郎君

会議に付した事件

1. 証人喚問について

午前9時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、高橋卓也委員1名であります。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。

なお、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

本委員会に、地方自治法第100条第1項に基づく調査権が委任されております。

- (1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
 - (2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
 - (3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項
 - (4) 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項
- の4件の事件についての調査の件を議題といたします。

本日、本件について前塩竈市産業環境部長 荒川和浩君、前塩竈市産業環境部環境課長 村上昭弘君、塩竈市議会議員 嶺岸淳一君、以上3名より証言を求めることにいたしますが、午前中は荒川和浩君の証人尋問を行います。

証人の入室を求めます。荒川和浩君。

〔証人入室〕

証人におかれましては、お忙しいところご出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のため、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつ

た者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出願います。それ以外には、証言を拒むことはできません。もしこれらに正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁固刑に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっていただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立願います。

まず、荒川和浩証人に宣誓書の朗読を求めます。

○荒川証人 よろしいですか。

○志賀委員長 立ってそれを読んでください。

○荒川証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。昭和27年6月16日、証人荒川和浩。（「平成」の声あり）

○志賀委員長 それでは、宣誓書に署名押印願います。

ご着席願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を越えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問をしているときは着席のままでもよろしいですが、お答えの際はご起立の上発言願います。

委員各位に申し上げます。本日は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が調査する事件に関する重大な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。また、各委員におかれまして

は、証人の人権に留意の上ご発言願います。

これより、荒川和浩証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、荒川和浩証人にお尋ねいたします。

あなたは、荒川和浩君ですか。

○荒川証人 はい、そうです。

○志賀委員長 住所、職業をお述べください。

○荒川証人 利府町春日字勝負沢です。仕事は社会福祉法人職員をしております。

○志賀委員長 委員長からの共通尋問を行います。

まず初めに、浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項でお伺いいたします。

先に資料として質問事項をお渡ししている千葉鳶さん、それから株式会社晃信建設の各月の請求書に記載されている業務内容についてのことについてお伺いしたいと思います。

まず初めに、株式会社千葉鳶の請求内容についてお伺いします。平成23年8月、589万5,225円。請求の内容としては、土のう製作、寒風沢栈橋という請求項目になっておりますが、この内容については、知っている範囲で結構ですのでお答えいただきたいと思います。荒川証人。

○荒川証人 この全体の今2社の瓦れき分別に関する事項なんですけれども、今請求書の中身を見せていただいていますけれども、一切この中身につきましては、私は承知しておりません。なぜかという、請求につきましては、協議会に一本の請求書で、協議会に一本でたしか支出をしていたというふうなことでありますので、この個々の中身については承知しておりません。

○志賀委員長 ありがとうございます。ということは、この中身については、中身は知らないということですね。

それでは次に、浦戸危険家屋解体業務の手の流れについてお伺いしたいと思います。

今、家屋解体の事務的な流れ、当然一番初めには申請者からの申請書の受け付けということになろうかと思いますが、その次の段階としては申請書に基づいて環境課から家屋調査依頼ということになろうかと思いますが、そして、家屋調査を連絡協議会なりにして、その協議会からの測量図が出てきた時点で、次の段階で環境課としてはどういう書類を発行されるの

かお伺いしたいと思います。荒川証人。

○荒川証人 手続の流れにつきましては、今お話ししたような、まず個人の申請に基づき必要な添付書類が申請書に添付されてあれば受理し、先ほど委員長がお話ししたとおり協議会のほうにその調査依頼をお願いして、それに基づき……、なかなかちょっと思い出せませんが、積算をして、その個人等々につきまして指示書……、個人じゃなくて、そうですね、協議会のほうに指示書というふうな形で、解体してもいいですよというふうな指示書をお出しすると。それに基づいて解体を始めるというような、だと思います。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。今、指示書と積算設計書というお話だったんですが、これは積算設計書と業務指示書は同じ時期に協議会のほうに渡されるわけですか。

○荒川証人 指示書は最後だと思います。調査が終わって、先ほど言ったように添付する書類等が全部整って受理をして、調査依頼をお願いして、それが全て整った段階で積算をして、それで指示書によって解体をお願いするというふうな形だと思っております。

○志賀委員長 では今、最後の段階でというお話だったんですが、一番初めは積算設計書、その次に今度は実績数量指示書というのがあるんですが、この書類というのはいつの時点で出される書類なんでしょうか。荒川証人。

○荒川証人 実績というのは解体後だと思います。解体後に実績報告を受けて、再度精算高……、ちょっと思い出せないんですけども、その実績報告を受けて、例えば最初に指示書を出したときに面積が例えば50坪だったものが、結局解体して終わって、実績報告が出たときに50坪だったというふうな形でなると、精算高をまた精算をして金額を出したと、支払い額を出したというふうな形だと思いますけれども。

○志賀委員長 ありがとうございます。ということは、まず最初に当局としては積算設計書をつくり、それに基づいてあと実績数量指示書というものをつくり、最後に精算設計書をつくっていくという流れでよろしいわけですか。荒川証人。

○荒川証人 ちょっと何分、2年と数カ月たっているものですから記憶がちょっと思い出せないような状況でお話しさせていただきますけれども、先ほどお話ししたように個人の申請に基づき、浦戸の場合ですと各区長さんの取りまとめの中とかそういった中で必ず添付書類をつけていただいて、それに基づいて解体指示を出して、解体して、実績報告を受けて、実績報告をもう一度最終的に確認をして、そして支出をしているというような、だと思っております。

○志賀委員長 それと先ほどお聞きした業務指示書、最後のほうで出されるというお話でしたが、今言った積算・実績・精算の設計書の中で、業務指示書はどの設計書と一緒にされて出されるのでしょうか。わかる範囲で結構です。

○荒川証人 業務指示書というのは、ちょっと私思い出せないんですけども、あと解体指示書。解体するときに出す指示書だと思うんですけども、それは解体する前に出している書類だと思います。

○志賀委員長 ということは、じゃあ最後のほうじゃなくて初めのほうで出すということですね。

○荒川証人 はい。

○志賀委員長 わかりました。

それで、この解体の一連の伝票の流れの中で、当時部長をされていた荒川証人なんですけど、こういった解体のものの確認の意味での判を押すという作業というのがあったのかなかったのか、お聞きしたいと思います。

○荒川証人 履行確認とか、それからあと支出負担行為とか、そういったものには判を押すというふうな役割であります。

○志賀委員長 履行確認と支出負担行為では判を押すと。それは金額にかかわらず押されているわけですか。

○荒川証人 金額的には思い出せませんが、組織上、組織で仕事をしておりますので、例えば課長は幾ら以内とか、部長は幾ら以内とか、それ以上とかというようなのはあると思います。

○志賀委員長 ということは、例えば解体においても一定の範囲を超えないと荒川証人のところまでは書類は来ないという考えでよろしいのでしょうか。荒川証人。

○荒川証人 ちょっと記憶が本当に思い出せないんですけども、金額的には、例えば職員が積み上げてきたものを担当係長が確認をして、それから担当課長が確認をして、私が確認をするというふうな形で組織的にはなっておりますけれども、全てが私に来るということではなくて、その段階、金額ですね。それはちょっと思い出せないんですけども、その金額によっては私のところまで来ると。私以上にも行くというふうなものもあると思います。

○志賀委員長 ありがとうございます。それで、ちょっとまた確認したいんですが、使う印鑑というのは、これは大体1種類を使っていたわけですか。それともいろんな印鑑を使われてい

たのかお聞きしたいと思います。

○荒川証人 当初、私は産業部を管轄しておりました。そのときには、震災のときには水産、それから水産でもあと市場関係から浅海農政から商工、港湾、そして観光ですね。そして同じ部屋でしたので、そこでは1つの印鑑で事務を執行しておりました。

ただ、途中6月以降、環境課と浦戸振興課が組織編成なってきてから、数カ月かな、数カ月たってから環境課の事務執行が大変だというようなことがありまして、それからあとその業者の方なのかちょっと確認はできないんですけども、まず支払いが滞ってきているというような、数カ月たってから、何カ月と、ちょっといつからというのは記憶ないんですけども、数カ月たってからそういったような皆さんのほうからいろいろなこと、苦情等が来ましたので、印鑑につきましてはシャチハタですけども、環境課に数カ月後、その支出伝票というか事務、最終的に支払うために印鑑を置いて、環境課のほうに1つ置いておりました。

それで、私もああいう混乱の時期だったので、ほとんど庁舎にいないような状態で現場のほうを回っていた状態なので、どうしても急に決裁するときについては、朝出勤するときに来ていただく、それから夕方その時間を合わせて来ていただく。そういうふうなことで、シャチハタともう1つ別な私の印鑑を押していたというのはありました。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。そうすると、一応部長としては判こを押さなければいけないものについては、ご自身で全部押されていたということなのか。それとも、その場所に置いてあったので誰かが代理で押していたということがあるのかどうか、ちょっと確認させていただきます。

○荒川証人 それにつきましては、なるべく環境課のほうにも足を向けて、行ったときには私が押しますけれども、どうしても支払い義務をもう早急にやらなくちゃいけないというふうな部分につきましてはお願いしていた部分はあります。

○志賀委員長 そうすると、全ての業務について、部長職として全部をチェックできる体制にはなかったという解釈でよろしいのでしょうか。

○荒川証人 あの当時本当に混乱していた時期なものですから、決裁するものにつきましては環境課だけじゃなくてほかのものもいっぱいあったものですから、私が現場に行って帰ってくる、それに合わせて自分の机で決裁をする。それから、環境課のほうに行ったときには押すというふうな形で、どうしても急に早急にしなくてはいけない部分については、やはり組織で仕事をしていますので、職員も信頼しておりますので、そういった形で私が押していない

という部分はあったと思います。

○志賀委員長 ありがとうございます。先ほど部長のほうから、印鑑、判こを押すことがおくれることによって支払いも滞ることもあったようなちょっとお話もあったわけですが、その辺で、できればどの程度最大おくれたのかご記憶の中の範囲で結構ですでお答えいただきたいと思います。

○荒川証人 6月から産業環境部が産業部のほうに移管されて、そのときにつきましては全てのマニュアルが決まっていたので、この事務を執行すればいいんだなというような感じしか思っていませんでしたので、ほとんど携わらなくても大丈夫かなというふうな感じで思っていました。

ただ、日がたつにつれて、事務が膨大になっていって、最終的に支払う義務、支払わなくちゃいけない例えば業者の方々に資金繰りの面もあるだろうし、例えば機械のリース、それから人を雇用する人件費等々もあって、その辺の資金繰りが大変だというふうなお話も受けましたので、何とかそういったものも仕事を継続していかななくちゃいけないというようなことで、事務執行、その支払いの事務ですかね、事務執行につきましては、どうしても早急にやっっていかななくちゃいけないというのは、数カ月たってからということで、思い出すのはやはり……、11月以降ですかね。（「に支払うわけですか」の声あり）ええ、11月以降からだと思います。

○志賀委員長 ありがとうございます。そこでちょっとお聞きしたいんですが、例えば晃信建設さんのほうの請求の部分で明細のほうをお送りしているかと思うんですが、23年4月から24年2月まで仕事をされたと。その中で約1億6,000万円の支払いの滞りが発生しているんですね。それで、24年2月までで1億6,000万円。それで、そのものが支払われたのが24年のたしか8月ぐらいですね。かなりおくれた支払いになっていたわけですが、そんなにおくれたという記憶はございますか。今のお話ですと23年11月以降、そういった滞ってきたというふうなお話だったんですが、それ以前のものも支払いがおくれていたという場合です。請求書から見て、我々委員会に提出していただいた晃信建設さんの請求書から見ていくとそういう事実関係があるんですが、そういうご記憶はございませんか。

○荒川証人 わかりません。記憶はないですね。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それと、もう一つまた書類のことで確認させていただきます。実施数量指示書、それから業

務指示書、精算設計書、それから積算設計書というこういった書類というのは、どこが発行しているものなのか改めてお聞きしたいと思います。

もう一度言います。

○荒川証人 はい、済みません。

○志賀委員長 実施数量指示書、それから業務指示書ですね。先ほどお聞きしました。あと、積算設計書、それから精算設計書ですね。これは役所が発行しているのか、協議会が発行しているのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○荒川証人 ちょっと記憶が正しいかどうかちょっとすごい大変失礼なお答えになりますけれども、先ほどもお話ししたように、指示書は塩竈市、市が発行していると思います。その際に、大体このぐらいかかるんじゃないかというような積算もして、あと実績報告が出たときに精算というのかな、そういったものを作って、先ほども言ったように最初に……

○志賀委員長 発行するのがどこかで結構です。発行しているのがどこかということだけ、役所で発行していますとかで結構ですから。

○荒川証人 そうです。塩竈市です。

○志賀委員長 ありがとうございます。それで、当然塩竈市が発行しているわけですから、こういった書類というのは、塩竈市には必ず担当課では控えとして持っているものなんですか。それとも全部業者に渡して、一時的になくなる書類なのか、ちょっとお聞きしたいんですが。言っている意味、わかりませんか。この指示書、今の4種類の指示書。例えば業務指示書です。つかつくりますね。そうすると、これは本物、本番、要するに正式なものをその連絡協議会に渡すのか。それともコピーとして渡すのか。それとも、あと積算設計書についても、これも複写式になっているものもあるようですが、例えば2枚つくって、1枚は業者に渡して、1枚は手元に置いて控えとしておくのか。積算設計書についても同様に、2枚つくって、1枚を手元に置いて1枚は業者に渡すものなのか。その辺をちょっとお答えいただきたいと思っています。

○荒川証人 済みません。詳細につきましてはちょっと思い出しません。

○志賀委員長 そうですか、わかりました。ありがとうございます。

そうすると、本来はこの指示書、こういう書類というのは、役所では保管しておかないのでしょうか。それとも保管しておくべき書類なのでしょう。そこのところをお聞きします。

○荒川証人 ちょっとその辺もちょっと思い出しません。ただ……、思い出しません。

○志賀委員長 役所が発行している書類ですよ。

○荒川証人 そうですね。

○志賀委員長 それを役所が保管しなくていいようなシステムになっているんですか。

○荒川証人 1件1件の1つのファイルはつくっておりましたので、その中にあるのかなというふうに思っていましたけれども、今ちょっと思い出しません。

○志賀委員長 そうですか。わかりました。

それでは次に、浦戸の危険家屋の寄せ集めの物件のことでお聞きしたいと思います。

この件については、内容的にはご存じでしょうか。荒川証人。

○荒川証人 記憶というか、思い出しませんね。

○志賀委員長 そうですか。じゃあ、その内容についてご説明させていただきます。

当初、浦戸で家屋解体をしたのは102件ということで我々委員会のほうに報告を受けておりました。その102件のうち、20件について面積の広い物件がありまして、その20件についての明細を調査した結果、別途72件分が、20件みんなそれぞれに3件から5件寄せ集められていたという事実がわかりました。それで、その寄せ集めた原因が、理由は何かということ委員会を確認したところ、申請整わない書類があったからそういう物件については寄せ集めをしましたという今まで当局からの説明を受けているわけですが、そのこのところの事実関係は、荒川証人としては、当時担当部長としてご存じだったか、ご存じでなかったか、お伺いします。

○荒川証人 今内容をお聞きしまして、説明は受けた記憶はありますけれども、詳細につきましてはちょっと思い出しておりません。

○志賀委員長 そうですか、わかりました。ありがとうございます。そうすると、この寄せ集めという作業を決断した経緯についてはいかがでしょうか。ご存じありませんか。荒川証人。

○荒川証人 まだ、ほとんど本当に思い出せないような状況なんですけれども、多分年度末にかかってきて、あの当時、国の施策として単年度事業だというような形の方針で打ち出されていたものですから、単年度でやらなくちゃいけないというふうなことで、すごい緊迫していたような状況でそういったことになったのかなというふうに説明は受けたような気はしますけれども。

○志賀委員長 今の「説明を受けた」というお話でしたけれども、誰から説明を受けたのかご記憶でしょうか。

○荒川証人 誰となく、私の直属は課長ですので、課長のほうからそういうふうな形で、課長は担当係長とか職員から受けて、そういったことで私のほうに伝達されてきたのかなと思っております。

○志賀委員長 ということは、課長ということは、前村上課長という認識でよろしいのでしょうか。

○荒川証人 はい。

○志賀委員長 ありがとうございます。そこで、今のご発言を聞いていますとちょっとお答えできないのかもしれませんが、この寄せ集めを可とした根拠というものについて、もしご存じであればお答え願います。

○荒川証人 ちょっとその辺の事情も思い出しません。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それで、この寄せ集めの物件について、我々委員会で先ほど来お話ししています実施数量指示書、それから業務指示書、積算設計書、精算設計書、この4つの書類を本来役所の中で保管しておくべき書類だと思うんですが、我々が委員会として当局に資料要求をいたしました。ところが、この危険家屋の72件分については、「当局では書類を保管していない。連絡協議会に返還したので手元にない」と。その返還したという言葉が我々としては非常に納得できないわけですが、自分たちが発行した書類を返還するという表現というのはどういうことなのか理解に苦しんでいます。役所では本来これは保管しておくべき書類で、我々が要求したら出さなければいけない書類だと思うんですが、今ここで考えたときに、これは持つておくべきだよとか、そういうこともあり得るのかなというような、率直な考え方をお聞きしたいと思います。

○荒川証人 詳細につきましては、先ほども申し上げましたけれども、ちょっと思い出せない。そうだったのかなというふうな形しか、ちょっと思い浮かべられないものですので、ちょっと何とも答えられないような……。

○志賀委員長 ただ、じゃあもっと平たく言えば、この書類に限らず、役所が自分たちでつくった書類を、発行した書類を、手元に保管しておかないという、塩竈市ではそういうシステムなのかどうかじゃあお聞きしたいと思います。

○荒川証人 先ほどもちょっとお話ししたとおり、1件1件のファイル、これは……、建物解体の場合は1件1件そういうファイルをしていたと思います。これにつきましては、瓦れき寄

寄せ集めという言葉ですので、ちょっと瓦れきなのかなというふうに思いますけれども、そういった中では1件1件のものはないと私もちょっと思っております。

○志賀委員長 先ほどちょっと言いましたけれども、積算設計書にしても、精算設計書にしても、これは必ず複写式でたしか最初はやっていましたね。それをファイル、私どもも環境課に行き行って拝見しているわけですが、そうすると必ず写しは保管している。そこに写しがファイルされていたということも確認しているわけです。ところがなぜか、この寄せ集められた72件については、そういうものが一切ないという状況の中で我々はこれを資料要求して、そうしたら「連絡協議会に返還したので手元にない」ということで、返事をいただきました。それが、そのところが我々としては、本来役所が発行した書類ですから、うちでは当然手元にあるんだろうと思っているんですが、そのところが「ない」ということなので、やっぱり元行政マンとして、そういうことがあってしかるべきなのか、いやそれはおかしいんじゃないかというお考えをちょっとお聞きしているわけですが、その辺はやっぱりお答えできませんか。お願いします。

○荒川証人 ちょっと記憶が本当に戻らないというか、思い出さないというのがありまして、この寄せ集めという言葉も、今回こういうような形でちょっと私もわかったような話であります。

それで、この寄せ集め物件というのは、ちょっと確認もしていないのでちょっとわからないのですが、瓦れき処理でしたものなのかなというふうに、ちょっと今お話を聞いて思うわけでありまして。それで、瓦れき処理につきましては、瓦れき処理というのは一般的に散乱しているものを集めて収集するというような形なものですから、それにつきましては指示書があったかどうかというのは、ちょっと私については、私現在につきましてはちょっと思い出しておりません。

○志賀委員長 今の荒川証人がおっしゃった瓦れき処理ではないのかなというところなんです、まさしくそのとおりのことだと思えます。ところが、寄せ集め物件というのは、その瓦れきを処理した物件を後から処理した家屋解体にくっつけて、再度解体費用として請求しているという懸念があるということで、100条委員会、我々の委員会としてずうっと当局と議論を重ねてきているところなんです。だからそのところ、荒川部長は25年3月で退職されているんですか。

○荒川証人 はい、そうです。

○志賀委員長 そうすると、その後に発覚した事件なので詳しくご存じないというようなのは多分理解はできるんですが、そういう状況にあったということだけご理解いただきたいと思います。

それで、例えば連絡協議会と先ほどちょっと出た、今度は地域の瓦れき収集運搬のことでお話を聞きしたいと思います。

一番初めに島で取り組まれた事業ですね。23年7月から10月まで行われたわけですが、この中で瓦れき収集運搬に対する仕様書というものを環境課と連絡協議会で交わしているんです。それについては認識がおありか、おありじゃないか、ちょっとお答えいただきたいと思います。荒川証人。

○荒川証人 7月ですか。

○志賀委員長 これは23年の要するに7月から10月まで、島内の瓦れきの収集運搬をする仕様書の……、契約をしたわけですね。そして、その業務内容の仕様書の取り交わしをしていました。それについて記憶されているかどうかお聞きしたいと。

○荒川証人 当然、そういう業務をやっていたというように記憶はありますが、その契約のときですかね。そういったところに私も立ち会っていったかどうかというのは、ちょっと今記憶にない状態です。

○志賀委員長 これは平成23年7月4日にですね契約を締結しております。それで、その中で仕様書の中に、着手前に現地確認書、それから委託業務行程表、それから再資源利用計画書、それから再生資源利用促進計画書、それから建設廃棄物が発生する場合は建設廃棄物処理計画書を監督員のところに提出して承認を受けることということで書いてあります。それで、委託業務中は材料検査願を提出し、監督員の指示検査を受けることと。それで、完成後は、完了後は速やかに出来形図、それから出来形総括表、委託業務写真、業務完了報告書を提出することというふうに仕様書にうたっているわけですが、この仕様書の締結というのは、本来こういうものをちゃんとやりなさいよということで締結されているはずだと思うんですが、そのところについて、そのとおりなのかやらなくてもいいことなのかということをお聞きしたいと思います。

○荒川証人 これにつきましても、先ほどお話ししたとおり7月からですので、私が引き継いだときには6月なのでここにもかかわっているとは思いますが、その現場には私はちょっといない、立ち会っていないというのは事実なので、その内容につきましては説明を受け

ましたけれども、ちょっと今現在その詳細まではちょっと思い出しません。

○志賀委員長 そうですか。ただ、この仕様書というのは、やっぱりこういうことをやりなさいよということでの取り決め事項だと思うんですが、そういう理解で間違いないですか。

○荒川証人 ちょっと思い出しますと、支払い義務のときに月報をいただいて、それに基づいて支払いをしていたというようなことをちょっと今思い出したというか、そうだったと思いますので、その際にはその仕様書がもとになってそういうふうな業務をいただいているというふうなのは、ちょっと今思います。

○志賀委員長 ありがとうございます。現実、事実関係をお話ししますと、当委員会では今言った資料も当局に請求いたしました。ところが、こういう書類は一切ないということで仕事が進められていたという事実がわかりました。本来、役所の仕事というのは、こういう契約に基づいて契約を履行して初めて支払いというものが生じるはずだと私は一応認識しているわけですが、こういったものが我々は、ちゃんと契約締結したにも関わらず手元に、役所にないということは何を証拠にそういったことをやっているのか、お支払いしているのかなというように単純に疑問を感じているわけですが、このときはまだ、実際やっているときは荒川証人は部長として仕事をされていたわけですから、当然この支払い関係の判こも押されているかと思うんですが、その辺何か思い出すことはございませんでしょうか。

○荒川証人 先ほどもお話ししたとおり、その業務をきちんとしていただいているというふうに、月報をもとに、月報をいただいてそれに基づいて支払いをしていたというふうに記憶していますので、その辺の業務はきちんとしていただいていたのかなと思っています。

○志賀委員長 ありがとうございます。それで今、月報をもとに支払いをしていたということだったとお話があったのですが、実はこの月報も10月の月報において、これは疑義が生じてまいりました。というのは、別に瓦れきの収集運搬ですから積み込んだ数量と運搬した数量が一緒でなければいけないものが、10月、最後の月に、積み込んだ数量の倍、運搬したという月報が提出されて、そのまま支払いが行われていたという事実がことしになってわかりまして、先日その担当をしていた鈴木孝至さんにもここにおいでいただいて、そのところをお話をお伺いしたわけですが、ご自身が「みんな間違えました」というところでお話いただいたわけですが、明らかに普通に見れば、積み込んだ数量と運ばれた数量がこれだけ数字が違えば見てわかるのかなと思うのですが、その辺は部長職としては月報までチェックするということはなかったのか、チェックしていたのか、その点お聞きしたいと思います。

○荒川証人 委員長、済みません。ちょっと今、先ほど瓦れきの分別の作業がそのまま継続していたのと思ひまして、分別のほうの話をしていましたけれども、月報につきましては分別のときです。あと、今お話ししたとおり、収集の場合は量で支出をしていたというような形では思っております。

あともう1点、先ほど聞かれました、私はあの混乱の時期には決裁する事項が本当にいっぱいありまして、そういう中のもので、きちんと説明は受けているものの、今現在その詳細についてはちょっと思い出せないような状況ぐらい、かなりの決裁事項がいっぱいあったということなんです。

○志賀委員長 ということは、そこまで細かくチェックはしていなかったということよろしいんでしょうか。

○荒川証人 先ほどもお話ししたように、職員を信頼しておりますので、そういった中で、私のところに直接でなくて積み上がってきたものですので、そういった判断をさせていただきました。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それから、次。浦戸のガレキ収集運搬の業務に関してまたちょっとお聞きしたいのですが、今回の浦戸地区での作業というのは、ガレキ収集運搬という業務と、それから危険家屋解体という業務と、それから瓦れきの分別作業、一次仮置き場管理ですね。この3つの事業が委託されているわけですが、各事業者の請求内容を見ますと、この3つの事業がそれぞれ分かれていなくて、1つの全部事業になってきているということが明らかになってまいりました。

そういった中で、分けていないものをどうやって日報をつくって環境課としてそれを……、先ほど言った信頼関係でやったのかもしれませんが、こういった形で個々の事業との分別、仕分けを確認されていたのか、もし何かご記憶されていればお話ししたいと思ひます。

○荒川証人 今、委員長がお話ししたとおり、瓦れき収集、分別、解体と3本。あともう1つあったのかな。仮置き場もありましたね、管理。そういったものも含めまして、それぞれ例えば先ほど言ったように量、それから月報、それから解体ですと完了届、あともう1つは管理料ですか。そういったことで請求が来て、協議会のほうに一括でお支払いしているというような事務手続だと思っております。

○志賀委員長 ありがとうございます。そうすると、では最後にまたもう一つ、今ここの部分の

締めとして、この3つの作業を一緒にやっていました。そこで当然、下請さんからの作業日報、下請さんは日々の作業日報を書かれていたはずなんです。ところが、協議会がそれを全部まとめて、協議会がまとめた日報、月報という形で市のほうに請求が来ている。その際に下請さんからの作業日報というものは一切添付されていないという事実もわかっております。それで、それを添付しなくてもいいという判断をしたのはどなたなのか。部長が判断されたのか、課長が判断されたのか、それとももっと上の方が判断されたのか、もしご記憶であればお答え願いたいと思います。

○荒川証人 詳細につきましては、ちょっと記憶がありません。

○志賀委員長 そうすると、協議会から来た日報・月報を結局全くチェックすることなく、当局としては巨額のお金を支払いしていたということになるんですが、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。お答えください。

○荒川証人 先ほどもお話ししたとおり、組織で仕事をしている中で、職員から上がったものを担当係長とか担当課長、そういった者を経て来たものです。それからもう一つ、本当に膨大な事務量の中で動いているものですので、支払いをスムーズに早くしなくちゃいけないというような状況下もあったのは確かなので、そういった形で信頼をして事務を執行していたというふうなことが一番だと、私がそういうふう到现在していることでもあります。

○志賀委員長 それでは、今度は有価物についてちょっとお聞きしたいと思います。

有価物はこの委員会でもずっと非鉄の高価なものがなくなっているということで、ずっと議論が続いているわけですが、先日の業者の方、3社の方がお見えになって、越の浦の仮置き場管理の中では伝票が一切何もなかったということをお話しされていました。何も無いながら、連絡協議会からはスクラップがこれだけ出ましたとかという資料が我々に提出されてきているわけですが、その根拠となるものが我々に一切提示されてこないんです。それで、何も無いところから何でそういう詳細が出てくるのか、非常に不思議なんです。我々この特別委員会ができた当初、青南商事さんに行って勉強会をし、その後環境課のほうに出向いて、環境課というものの取り組みの実態というものをお聞きしました。そのときには、環境課でも大変に混乱していたときだったので、24年の何か6月か7月まで伝票も何も一切何もしないでやっていたと。その後、一応A4の用紙にコピーしたやつで、そこに搬入の数量を、ただガラが何立米とかという程度のもので、そういう日報で処理していましたというようなことをお聞きしているわけですが、そもそも一次仮置き場で、何もしないで搬入させると

いうシステムを導入したのはなぜなのか。もし、当時の担当部長としてわかったらお話しただけないでしょうか。

○荒川証人 委員長、ちょっと記憶にないというのが、結果的にそういうふうになったということとをちょっと今思い出せないというような状況です。

○志賀委員長 わかりました。「何も決めずにもうやっちゃってさ」という解釈ですか。それとも、ただ単に記憶にないという解釈なんでしょうか。いずれも。

○荒川証人 記憶が本当に正直言って不確かなものですから、ちょっときちんと答えられないので、今お話ししたとおりであります。

○志賀委員長 ありがとうございます。

では、以上で私からの共通尋問を終了させていただきたいと思います。

では、あと各委員より、これから質問をお受けしたいと思います。とりあえず10時半までです。それで、ざっと休憩させていただきます。阿部委員。

○阿部委員 市議会議員の阿部かほると申します。本日は大変お忙しい中、前塩竈市産業環境部長の荒川さん、大変ありがとうございます。

それでは、引き続き、私に質問をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

それではまず、昨日からいろんな面で瓦れきの処理、そういったことで質問が続いているわけですが、荒川さんにお聞きしたいのは、瓦れき処理や被災家屋解体作業における有価物発生時の処理についてお尋ねしたいと思います。塩竈市では、どのような処理を行うこととなっていたのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 3月の発生時期から私が引き継いだ事項では、当初中倉、それから清水沢……、清水沢じゃない、新浜公園。そこの2カ所に有価物と言われるもの、コンクリートガラ、木くず全てのものをそういったところに収集運搬していたというふうには引き継いでおります。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 それでは、処理はその部分ではまだ処理されていない、全部混合というか一緒になっていたということなんですね。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 はい、そうです。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 まず、大変な震災でしたのでなかなか混乱期があったやに思います。しかし、そのうちにある程度有価物に関しては、国あるいは県のほうから請負業者さんへということで、処理についてご指導等、あるいは指示書とかそういったものはありましたでしょうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 私の記憶によれば、先ほどお話ししたとおり有価物というふうに、私どもが引き継いだときには混合スクラップということで、一緒くたという形で記憶しております。

それで、国からの指示とか、あとどこの指示とかというのは、私はその辺のところはちょっと覚えておりません。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 それでは、覚えていらっしゃらないということでちょっと大変なんですけれども、少なくとも有価物はイコールお金に換算されるといいますか、大変大事な部分ですので、これはある意味ではこういった処理をなささいということは、指導といいますか、指導書というか指示書というか、私はよく専門用語はわかりませんが、そういったものがある程度荒川さんの担当なさっていた間には、ある程度その震災から例えば半年あるいは3カ月でもいいんですけれども、そういったものはおりてはきていなかったということですか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 あのと きにつきましたは、口頭で引き継ぎを受け、その中ではそういった有価物の話は、まず最初は引き継いでおりませんでした。それで、その後数カ月たった中でこういう有価物に対する職員のほうからもそういう話がありまして、どうするんだというようなことでちょっと話を聞いた際に、有価物についてはこうなんだよ、こうなんだよというような形で数カ月後にちょっと説明を受けました。その際に……、その際だと思えますけれども、前任の課長なのかな、ちょっと記憶にないんですけれども、「有価物につきましたは、今現在……」、その当時ですね。当時も、「きちんとした処理をしていますよ」というようなことでお話は受けておりました。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 それでお伺いしたいんですけれども、ある程度有価物が出て、分別ということになりますね。大体、最初はまだ全部一緒に混合という形でしたけれども、ある程度の時期に分別というのを有価物あるいはそういったコンクリートガラとかいろんな部分で分別というのは、始まったのは何カ月ぐらいたってからですか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 何か月というのはちょっと記憶にないんですけども、思い出さないんですけども、まず最初に中倉とかあと新浜町に、もう3月以降にそういったところに、いろんな形で瓦れき収集運搬された津波堆積物も含めて集められていたと思います。その後に新浜町のグラウンドでは、周りがやっぱり食品加工業が多かったものですから、当時私も水産のほうの担当もしていましたので、そういった工場の方々から、「暖かくなると虫が湧くしにおいも出る」と。「ここを何とかできないものですか。早く何とか対処してください」と言われました。そのときに、そこから中倉……、ちょっとその辺は定かでないんですけども、中倉、それからあと越の浦もその時期あたりに活用するような形になってきたと思いますので、その新浜町は新浜町、それから中倉は中倉でちょっと分別をして、越の浦に運んでいってもらったというようなことと記憶しております。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 それで、越の浦で一応分別というようなこともあったかと思うんですが、一番大事なことは、市のほうから業者さんにとということもあるでしょうけれども、協議会のほうに分別はこのようにしてください、あるいは有価物に対してはこのような処理をしてくださいという指示書といいますか、そういったものはお伝えになっているんでしょうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 ちょっとその辺につきましては、ちょっと思い出せないような状況ですね。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 わかりました。この当時、大変仕事も大変だったろうということはお察し申し上げますけれども、やっぱり荒川さんは部長として、やっぱり統括官としてのやはり業務というのはいろいろあったと思いますが、大変この処理業務に対しては、非常に有価物の処理というのは大切な本当に重要なことだったろうかというふうに思いますけれども、一部の業者さんによる有価物の処理というものが昨日もちょっといろんな争点になりました。そういった分別のときの、あるいはそういったことのきちとした処理、そういったものは確認はしていらしたのでしょうか。お聞きいたします。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 そういった一部の業者さんですか。一部の業者さんにつきましては、何か記憶が正しくないかもしれないので、ちょっと……。一部の業者さんだけというようなことでなくて、

私がちょっととにかく引き継いだときにはそういった話がなく、数カ月後にどういうふうな状況なんですかとお聞きしたときに、何か十分に判断をして業務はしているというような、例えば手数料と送料と、それが大体同じ金額なのでゼロですよというような話はちょっと聞いたような気がしました。ただ、一部の業者さんというふうな話はその後ちょっとお聞きしまして、その方もちょっとお話を聞いたときに、前任の課長、係長から、「この混乱の時期にどういうふう処理するんですか」というようなことをお尋ねしたときに、「自分のところでは、自分のところできちんとできますよ」というようなことがお話があったので、実際そういうふう業者さんの中で処理をしていたというような話は、しばらくたってからちょっとお聞きしました。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 そうしますと、その辺のことは荒川部長が退職なさる前の話でございまして、市によるそういったことに対する聞き取りといたしますか、そういったことは荒川さんもなさったわけですね。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 聞き取りというと、ちょっと思い出しますと、協議会じゃない……、委員会ですか。委員会で問題提起があった後、各業者の方々の工事の全てを全部調査させていただいて、大きく乖離がある部分につきましては各業者さんのほうに電話やいろいろお話を聞いて、その理由等をお聞きして、その結果の中で自社処分という一業者がそういうふうなことをやっているということで、私と副市長と2人でちょっとお伺いしてその状況をお聞きした際に、先ほど言ったように前の課長さん、それから係長さんから、「そういうふうな状況だったのでこういうふうやってよろしいですか」というお話ししたら、「オーケーですよ」というようなことで言われたものですから、そういうふうやっていますと。だから、台費ではかった伝票もとっておりますというふうな話を受けたので、じゃあそれをきちんと協議会のほうに上げてくださいというふうなことでお願いしたような経過はあります。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 そうしますと、こういった処理に対しては、市は損害は受けてはいないということですね。

○荒川証人 そう私は思っております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど、その寄せ集めの関係で、委員長のほうから102件、そのうち20件広い面積での物件での申請。それで72件について後ほど提出されたということで、荒川証人のほうからは説明は受けた記憶があるというようなことでの発言といたしますか証言としての発言がございました。

そこで、それらも含めて関連してお聞きしたいのは、一つは100条調査委員会のほうで資料請求したものの中に、東日本大震災被災家屋解体調査に関する協定書の一部を変更する協定書というのが平成24年3月28日で協定が結ばれているというふうになっております。それでまず正しいのかどうか、確認をさせていただきます。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 その辺については、詳細につきましてはちょっと思い出しません。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 実は、こちらの100条委員会のほうの資料室といたしますか請求をした中に、平成24年3月28日付で今述べたことの内容が載せられております。つまり、家屋解体に関する事前調査ですね。解体に関する広さや面積といたしますか、そういうものを調査するためのものの協定の覚書が、こちらのほうの100条委員会の求めた資料として5月7日付で塩竈市から提出されております。それで、当時私が見た書類の中では、市長決裁として平成24年3月28日付、それから当時の環境課でいうと鈴木孝至氏、それから村上課長、それからそのほか佐藤市長、内形副市長、荒川前部長、きょう証人としてお越しいただいている当時の部長、それから小山次長だと思えます。そのほかそういった方々が、決裁として判こを押していることにご記憶はございますか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 事務施行につきましては、先ほど委員長のときにもお話ししましたけれども、そういう説明を受けて決裁というか判こを押した記憶はありますけれども、詳細につきましてはちょっと今は思い出せません。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、詳細な中身について私どもも改めてそれぞれ出された協定書に基づいて内容確認をいたしました。その中で、結論から申せば、各月ごと、日を追っていくと平成23年のこれは6月ごろからですかね。6、7、8、9、10、それから11、12、平成23年12月。そして、平成24年1月分、2月分、3月分と大体そのぐらいの家屋調査がやられているわけな

んです。それで、全体はあれこれ述べませんけれども、浦戸の調査解体というのは何件ぐらい行われたのか、ご記憶であればお答えいただきたいと思います。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 済みません、詳細につきましてはちょっと思い出しません。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 当時のやつをもう一回翻って私がメモしたやつで出したやつでいうと、平成23年11月分で浦戸分で40件、それから平成23年12月分で11件、そして平成24年1月分で8件、都合59件なんです。ということは、その記憶がまずそれでいいのかどうか。記憶がないという証言でしたけれども、一応見た限りではその件数ぐらいだったと思うのですが、ご記憶にあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 ちょっと記憶というか、本当に思い出しません。全体で市内も含めて2,000件近くというふうな形でちょっと思い出しますけれども、浦戸の部分で何件とかというような詳細な部分についてはちょっと思い出しません。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 少なくともその家屋調査について、102件、72件、少なくとも家屋調査としてやっていったのかなと思いますが、しかし実際にその変更を変更する協定に基づいて件数を数えると59件しかないのです。じゃあ、それ以前は家屋調査の関係はやられていた何がしかの協定、そういうのはあったのでしょうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 済みません。本当に覚えていないというか、記憶がないというような状況です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、59件、浦戸で家屋調査はしたということは報告はされておりますが、そうするとそれ以外、102件から59件を差し引いたもの、あるいは先ほど追加で72件等々についての家屋調査、解体の事前のための家屋調査というのは、環境課なりで、あるいは協議会も含めた話し合いとして、家屋調査全体はちゃんとしたのでしょうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 本当に済みません。記憶が乏しいもので、ちょっと本当に思い出していないというような状況です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますとなかなかこれは、言ってみれば書類としては残っているんですね。これ以上荒川証人にお聞きしても、記憶にないということでのお話ですが、いずれにしても私ども、解体をする際にそういう調査は必要ではないかというふうに思います。

そうしますと、もう1点。浦戸のほうの建物解体の平米数についての解体の根拠となるものは一体何なんだったのでしょうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 私の記憶では、市内とか、市内も全部全て同じですけども、添付書類の中に家屋登記簿謄本ですかね。そういったものも添付されておりますので、そういったものをもとにしたものだと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 浦戸のほうの調査については、何を根拠にして平米数を割り出したのでしょうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 浦戸のほうも同じように個人申請だと思います……、個人申請じゃなくて、浦戸のほうも同じように、市内と同じように、そういった添付書類を出された中でそういうふうな数字を出したのだと思っております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、それは市内も浦戸も登記簿謄本等を根拠にして解体の申請届け出を数字上も割り出したというふうに考えてよろしいのですか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 添付書類の中に必ずそういった罹災証明書とか、それからそういうふうに固定資産を納めているような書類とか、あと身分証明書とか、そういったものはどちらも同じ条件だと思いますので、そういったもので例えば積算をするとか、あと最終的に実績報告が上がった部分で精算、積算をするとか、そういったことで支払いをしている、事務を執行していると思っております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど寄せ集めの件で委員長のほうから主尋問の中でございました。その中でも当時はその関係で、寄せ集めについて、説明を受けたけれども記憶があるという回答はされました。

それで、私ども議会のほうで例えば問題にしてきた中で、先ほど登記簿謄本等々について根拠にしているということですが、例えばある物件、これは記憶にあるかどうかの点もありますので、野々島のある方の受け付け番号でいうと浦-000019というやつなんですね。これが大分議論になりまして、この方の所有物件の平米面積は数量計算あるいはその等々で122平米。これは主に家屋のほう、家のほうがあって、そのほか倉庫等で71平米と。ところが、精算設計書等で解体撤去業務の指示数量表でいうと790平米と。合計すると全体で912平米という数字になっておるのですが、なぜこのような形でその解体数量が広がったのか。先ほどのこのご回答との食い違いについて教えていただければと思います。

○志賀委員長 ちょっともう一回。わかりましたか、今の質問事項。もう一回ちょっと、質問事項をもう一回。

○伊勢委員 先ほど、根拠となるのは、それぞれ市内もそれから浦戸も登記簿と申しますか、法務局の届け出面積だというご発言がございました。それで、しかし1件、例えば野々島の浦戸の浦の00019という関係でいうと、この方の解体実際上の数量計算表は122平米、まずあったんですね。それから倉庫というのかそういうのも含めると71平米なんですが、その積算設計書でいうと912平米だったのかな。精算設計書で見ると912平米というふうになっているようなんですが、その差というのはどういうことなのかと当委員会でも随分議論になりましたが、その辺の食い違いについておわかりになればということです。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 本当に、説明は受けて決裁等をしたのも事実だと思いますけれども、その説明した詳細、今個別のものについてのことについては、ちょっと思い出せないというか、思い出さない、出せない状況です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 なかなか記憶にないということでの証言でしたので、これ以上進めてもいささか無理なのかなと思います。いずれにしても、そういう違いがあることを踏まえた委員長の主尋問でありましたので、前段、荒川部長のほうからその辺についてまずお聞きして、私のほうからは終わらせていただきます。

○志賀委員長 暫時休憩します。

再開は、10時35分とします。

午前10時19分 休憩

午前10時35分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鎌田委員。

○鎌田委員 本日は荒川さん、おいでいただきましてありがとうございます。私のほうからも二、三質問したいと思います。

まずは、阿部委員の質問のやりとりの中で興味ある回答があったので、まずそこからお聞きしたいなと思います。

有価物の算定した数値と大きな乖離があったという回答があったかと思うのですが、その辺を再度ちょっとお話しただけないでしょうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 全体、調査させていただいた件数が全件ですけれども、その中で大きな乖離があったものについては、済みません、ものについては、電話の確認等々でどういうふうな状況だったのかを確認したというようなことです。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと私が気にかかったのは、算定をしたということなんですね。算定をして、そしてその有価物の納品といいますか、それとの乖離があったというふうに私は捉えたのですが、そういった考えでよろしいでしょうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 そういう乖離じゃなくて、数量の乖離です。数量。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、ですから数量はどこかで算定して、そして実際に入ったものとその乖離があるというふうに捉えているのですが、そういうことではないのでしょうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 そういったところの大きく乖離があるところについては、先ほど言ったようにお聞きをして、こういうふうな処理をしています、例えば逆に解体する前にそういったものを差し引いてやっていますというふうなものを確認していたというようなことです。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、私はその大きな差があったというのは、まず例えば建設部にある確認書から

割り出したとか、そして入ったものについてはいわゆる協議会の中で把握をしていたという、その数値の差から来ているのかなというふうに考えたりしているのですが、きのうの証人のお話ですと、何ら有価物を持ち込んでもチェックも何もなかったと、受取書もなにもないという状況だったことを今ここに居る方は皆さん聞いているわけですが、そうすると何をもとに乖離があるという、いわゆる何をもとに算定して、どれとどれのその乖離があるのかというところが、ちょっと私は疑問に思ったわけなんです。ですから、それというのは書類も何も無い数値の把握している何物もなくて、ただ単にそのいわゆる管理をしている、何でしたかあそこは……（「千葉鳶」の声あり）ええ、千葉鳶さんの事務局のほうで、ただ単にいわゆる割り出したといいますか、お話から来ているのかなというふうに思ったりもするのですが、そういった具体的に何の数値と乖離があるのか。どれとどれを比較しているのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 設計、何でしたか、積算設計するときとあと実績報告を受けた数値が違うもの……、だから大きな乖離があったというのは、全てじゃなくて、ほとんどなかったわけですが、大きな乖離があったものについては再度電話なり出向きなりして、どういうふうな形で対処したのかというのをお聞きして、それで大まか全てについて大きな乖離がないというような判断で、委員会のほうでもそういった報告はしていたと思いますけれども。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、役所で解体を依頼する場合の設計書でしたか、それをもとに、多分これは木造ですから、屋根は何ぶきだとかそういったいわゆる要件で変わってくるのかなというふうに思うのですが、鉄骨づくりとかで。そこで割り出した数値と、多分そうすると有価物が入庫されたといいますかその数量だと思ってしまうのですが、何度も言いますが、きのうの発言ですと、何らチェック、受取書もない、何もチェックもない、重量をはかっているわけでもないという、そんな段階でどの業者がその物件、どの物件が有価物が足りないとか多いとか、多いということはないんでしょうけれども、乖離が見られるという考え方がどこから出てくるのか、その根拠がね。いわゆる算定はわかりました。でも、実際に入庫された数量の把握がされていない段階で、なぜその乖離がわかるのか、その話はどこから来ているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 入庫した時点でないと記憶しております。私は技術的なことはよくわかりませんが、この建物であればこのぐらいの量が出るんだというような算出根拠があるような、何か技術的にあるようなというか、あるのはありましたので、そういったものをちょっとお聞きして、うちのほうの職員が全て全部調査して、その中でこのぐらい出るとこのぐらいではこのぐらいの差があるよねというようなもう、そういうふうな形の乖離です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、ですから、算定の段階では先ほど言ったように木造づくりないしは鉄骨、それから軽量鉄骨とかですね、そういった形で、あと平米数がわかれば概略の鉄が何ぼ出てくる、アルミが何ぼ出てくる、そんなのをみんな算定できる話だと思うんです。ですから、それについては私は疑問は持っていませんけれども、いわゆる有価物、そこから発生した有価物が、乖離が見られるということは、何らかの形で1件1件有価物を算定しているというか、計量しているということになるんですが、それがちょっと腑に落ちないわけですが、聞いている皆さんわかりますよね。（「はい」の声あり）ですから、それがその差、乖離しているというのは、先ほど言ったようにもともとある設計上あるのはわかると。それで、納入された有価物について、どういう把握をしていたのかということなんです。そこをちょっと、わからなければわからないでもいいんですけれども。ただ、その数値をもらった大もとの話はどこから来ているのかという、そこをちょっとお願いしたいと思います。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 本当に記憶が不確かなんですけれども、結局積算して実績報告が上がった数字だったのかなというふうに思います。

○志賀委員長 荒川証人、今問題になっているところは、積算は積算で出てくるのはわかるんです。ところが、きのうの委員会の証言の中で、越の浦に搬入したあかしとなるものが何もありません、伝票は。あかしとなるものが何もないのに、要するに受取書もない、持ち込んだ搬入伝票もない、受取書もない中で、どこからどうやってその持ち込んだ数量を出したのかということで、その持ち込んだ数量が定かでないのにその差が歴然と出てくるというのはおかしいでしょうという話を、質問を今されている。理解できましたか。荒川証人。

○荒川証人 済みません、ちょっと私の記憶違いだと思います。本当に私の記憶では、あのとき調査させていただいたものにつきましては、ほとんどのあの何千件という物件を調査したときに、技術的、建設関係の調査をするものがありまして、この建物であればこのぐらいある

よというような、見込まれるよというようなことがありまして、そういったものを全部調べさせていただいたという、そこで在庫したものと照らし合わせるとかそういったことじゃなくて、全てそういうふうな出たものでした記憶しかないんですね。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それについては、わからないんですけども、わかりました。

それについてこれは話してもちょっと仕方がないのであれなんです、その話とといいますか乖離があるというその数値データ、例えば建設部やらなんやらで算定したんだと思うんですが、その大もとはいいんですよ。それで、入ったその有価物の量をどこから把握しているのかという、その話がどこからあったのかというその話の出どころを、それは協議会だと思うんですけども、それはちょっと記憶にはないでしょうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 本当に記憶が不確かで大変失礼なんですけれども、1件1件終わった段階で出てきた実績報告の中から算出したのかなというしか今思い浮かべません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、話を若干移らせていただきます。

この話で、いわゆる乖離がある部分が何件かあったと。それについては副市長と部長とという話を先ほどの回答の中でされているわけですけども、平成24年12月にやはり部長、課長、副市長でそれぞれ訪れていると。それできのうの証言では、宮本産業さんからそういう話がちゃんとありました。

それで、きのうのその話と今回の話をずっとつなげてみると、平成24年11月に前議長の嶺岸議員が産業建設常任委員協議会でこの有価物について発言されていると。それで、これは協議会の中でこういう話も出ている、それから有価物を横流ししている話も聞いていると。現に自分が見にいったという話があるんですね。そこからきていると思うんですよ。その話があって、それで市では乗り出して協議会に連絡をとって、どうだろうという話で、その算定上何もないにもかかわらず、多分何社かを割り出して、そこを訪れたというそういう実績になるのではないかと私は推察するわけですけども、そういう記憶はありますか。

それから、その産業建設でのやりとりはあったことは記憶にございますか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 まず、産業建設常任委員協議会では問題提起として捉えまして、そこから全件を調

査するというような形で進めさせていただきました。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、発端はその嶺岸前議長の発言からスタートしていると考えていいと思うんですが、それが次の段階でどういうふうに、調査をしたという回答がありましたが、それはどういった方法で調査されたのか。その調査した結果が、どこからどういうふうに出てきてというところを今知りたいのでこういう質問になっているわけですが。よろしくお願ひします。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 先ほどもちょっと、本当に記憶違いかもしれませんが、調査をする段階での当時の協議会の委員長さんのほうから、やはりこういうふうな問題につきましては重く受けとめなくちゃいけないというようなこともつけ加えられましたので、全件を調査させていただいて、その調査の仕方が、先ほど「大きな乖離、大きな乖離」と、私はちょっとお話ししましたけれども、大きな乖離がある部分につきましては電話なりお話なりして状況をお聞きして、その中でちょっと今思い出すのは、例えば全く最初の解体から、例えば100万円かかるものについては、もう有価物が20万円ぐらいかかるというようなことで20万円引いて、引いた積算の中でやっているところもあったように思いますし、そういうふうな形で調査したその調査したものにつきまして、乖離があったものにつきまして、先ほど言ったように副市長と同行して説明を求めに行ったり、そして12月でしたか、1月でしたかちょっと記憶にないんですけども、協議会の中で再度その調査内容とかそういった経過を報告させていただいたような……、させていただいたと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 あの協議会で報告というのは、多分明くる年だったと思うんですけども、1月か2月ころだったと思うんですが、今の話を総合すると、やはりその嶺岸前議長の発言から始まって、大変だということで調査をしたと。それで、その調査はやはり仮置き場になっているところが、本来ですと数量を把握しているところは協議会のはずですから、そこにいわゆるどういう状況なのかと。あの発言の中でも協議会の中でのやりとりが出てきているので、それもお聞きになっていると、記憶はあると思うのですが、そんな関係もあるし、真っ先に行くのは協議会しかないはずですから、そこでの出してもらった数量に合わせていわゆる実際の算定書でしたか、その数量と比較をしたというふうになるわけですね、本来ですと。

ただし、その受け入れ側では、協議会の有価物の仮置き場の入庫については何ら把握もしていない、数量もはかっている、重量ももちろんはかっている。そういう状況ですから、その算定した根拠が私は全然ないと思うんですよ。ですから、それはただ単にうわさやなんやらの話をそのままここが大きいという話で動いていったのではないのかなという、そういうふうに推測されるわけですが、その辺の記憶はないということであればこれ以上聞いても仕方ないのですが、あるのであればお答えいただいて、私の質問は終わりにします。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 算定した基準は、先ほどもちょっと、まだ不確かなんですけれども、建築何とかという何か……、技術屋じゃないのでちょっとよくわからないんですけれども、そういったはかる、量がこのぐらい、建物木造ではこうですよ、コンクリートではこうですよというような、何かそういうふうなものがありまして、そこから面積を出して、大体想定でこのぐらいじゃないかというようなことを出して調査したように思っております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 では、私からも何点か、1点だけお聞きします。きょうは証人で議場まで来ていただきましてありがとうございます。

浦戸の危険家屋解体72件の寄せ集めについてということでございますが、この件について、これまでの特別委員会の中では、環境課全体で話し合っただけでそういうふうに割り振りをしたというふうになっておりますが、その当時部長であった荒川さんは、その件についてどのくらいのかかわりを持っていたのか。記憶のある分だけでよろしいので、わかっている範囲でその関連することについてお話を聞かせてくれればありがたいのですが。よろしく願います。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 委員長のときにもちょっとご報告というか説明させていただきましたけれども、当時説明は受けて決裁等々はしていると思います。けれども、今現在につきましては、この詳細、今72件とお話もありましたし、浦戸で何件とかというのも本当にちょっと思い出せない状況であります。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 その細かいところは、やっぱり同じ資料を持ってやっているわけではないのでわからないと思いますけれども、記憶のわかっているところだけでいいんですけれども、そう

するとかかわり合いということは、その件については、荒川さんは自分で判こをついた判このほうは環境課のほうにも置いていたということですから、自分でその件については判こを押した記憶があるとか、後から説明は課長にだけ聞いたとか、課全体で決めて割り振りしたというふうにこれまでの特別委員会のほうでは今のところそういうふうに把握されているんですけど、では言葉を変えて言えば、荒川元部長のほうから環境課のほうへ指示を出してそういう割り振りをしたのではないということによろしいんですか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 私、正直言って環境課に8時間ずっといるわけじゃなくて、ほとんど出ずっぱりで、震災後あちこちの現場に行っていましたので、あと決裁するにしても何をするにしても、朝出勤したときに集まっていたいて、ほかの課のもまとめて聞いたり、あと帰ってくる夕方ですか、そういったときに合わせてもらうとか。それで、環境課につきましては、何かあった場合ということでは出向きますけれども、仕事の優先順位からしたらやはり別なところが、こういう優先順位になれば、なかなか行けないと。それで、行ったときに説明は受けて、決裁をしていた状況であります。

○志賀委員長 今の質問は、寄せ集めに対して指示をしたことと記憶があるか、した記憶がないかという、そういう関係です。

○荒川証人 ほとんど指示よりも、やはり何か決裁を受けるための説明を受けて決裁をしていたというような記憶があります。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。ということは、今まで環境課の中だけでみんな相談して決めたということが、今の荒川前部長の今の証言からも言えるのではないかというふうに私は思いました。

それでその当時、結局環境課としてはそのように72件分を寄せ集め、結局20件分にして寄せ集めたということでございますけれども、そういう事情というその説明のときに、やはり3月までには支払わなければならないとか、支払いがおくれているとか、そういうその説明のときにはそういうやらなければならない理由というものと一緒にその説明の中には入っていたという記憶がありますか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 私、ちょっと今これをたどってみますと、全ての業務がそうだったんですけれども、

どこの業者も支払いがやっぱり優先しなくちゃいけないと思っていましたので、その説明を聞いた中でも、支払いをもう優先順位にしてくれというようなことではお願いした経過はあると思います。それは環境課だけじゃなくて全部、産業環境部関係の全部の課の業務に対してもそういうふうな形でお話、お願いした経過はあると思います。

○志賀委員長 いいですか。

田中委員。

○田中委員 私のほうからも質問させていただきます。きょうは荒川証人、ご苦労さまです。

24年11月の協議会の資料で、有価物が2万トンという資料が出てきた記憶があるんですよ。

それはどうしてそういう総量が出てきたのか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 大変済みません。その詳細につきましてはちょっと思い出しません。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 有価物の総量は県の航空写真、空撮というのか、そのあれで県がはかったと聞いていたのですけれども、そういう記憶があるかちょっとお伺いしたいのですけれども。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 今、田中委員がおっしゃったようなことは、頭にはちょっと入っていました。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 そういう資料が24年11月の協議会に出てきたものですから、一応お伺いしているわけですが。そして、もう一つ思うのは、浦戸は有価物の量が空撮と同じだったんですよ。それで、今ちょっと記憶なんですけれども、何で本土が少ないのやというやりとりをした記憶があります。協議会の中でね。

それで、もう一つお聞きしたいのは、越の浦では協議会が台数のチェックをしていたかを知っていらっしゃるかどうかだけお聞きしたいんですよ。要するに、越の浦にものを運びますよね。それはどこの会社がどれだけ、1台来たのか2台来たのか、そういうチェックをしていたのかということを知っているかということなんです。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 そういう話は聞いていたのかどうかというふうなことなんですけれども、聞いたような気がします。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 ということは、協議会は業者の方々には書類は出さないけれども、自分たちの中でそういうチェックをしていたという感じがするということだと思えるんですけども、そういう判断でいいのかわかりませんかちょっとお伺いします。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 大変済みませんが、本当に詳細についてはちょっと思い出しません。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。

それで今度、塩竈市災害復旧連絡協議会からの請求書、あるいは佐藤市長名のあった塩竈市の業務指示書に、全部日付が入っていないんですよ。そういうことを認識なさっていたかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 同じように、ちょっと大変済みませんが、思い出しません。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、それは誰の管轄なのかということをお聞きしたいんですよ。部長さんの管轄でなければ、その仕事をなさる人たちというのはどこの係なのか、係長なのか、それから課長なのか。ちょっとお伺いしたいんですけども。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 組織ですので、先ほど言ったように職員から積み上げてきたものは担当係長、担当係長から課長、課長から私というふうな形で、こう流れてくると思います。その中で、口頭で私の説明を受けて、例えば決裁をするにしても、今現在そういったものがどうだったかというのは、ちょっと思い出せない状況です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 何でそれをお聞きしますかという、今この隣の議長応接室にそういう書類が山積みされているわけですよ。それを見たときに、市長の判こがある書類がですね、日付が入っていないのは何なのかなというのが私の疑問だったんですよ。それでお聞きしたんです。今回、また課長さんにきょう来ていただくので聞くつもりでいます。

それともう一つなんですけれども、浦戸の危険家屋解体と瓦れきの仕分けについて、誰が最終的に判断したのか。今までの特別委員会の中で、市当局の説明だと、住民の方がしたというような話なんですけれども、住民の方がそれをわかるのかわかりませんかちょっとわからないものですか

ら、一体どこの場所とかどこの部門の方々がそういう判断をしたのかということをお記憶があったら教えていただきたい。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 本当に一般的なことだけちょっとお話しさせていただきますけれども、瓦れきにつきましては基本的に散乱している。道路上とか、そうですね、そういったところに散乱しているもの。それで、家屋については個体、個人の申請によってというようなことで先ほども説明していますけれども、浦戸の場合ですと家屋が流出した部分もかなりありまして、その中を瓦れきで処理というような形で進めている段階というのもちょっと記憶しています。その際に、解体するとき、家屋の中から何かを取り出したいとか、何かを見たいとか、立ち会いたいとか、立ち会ってそういったものがあればそういうふうにやりたいというふうな部分につきましては、瓦れきじゃなくて解体に移行したというような説明は受けていたような気がします。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 住民が立ち会いたいという形で瓦れきから解体にいったと。そうすると大体わかってきました。

ただもう一つ、今回業務で支払いが先ほど滞ったという話がありましたよね。どういう感覚で滞っていったのかちょっとお聞きしたいんです。仕事量が多過ぎて滞ったのか、業者の方々の請求書がある種整わないので支払いが滞ったのか、それとも役所の会計のほうで資金が足りなくて滞ったのか。ちょっとそれをお聞きしたいんです。なぜかという、建設業の人たちに対する支払いというのが、私が聞いている範囲では、請求書を出したら40日以内に払わなければいけないというような仕組みになっているというのを伺っているものですから、そうするとどうしてそういう建設業の方々に仕事をしていただいて、請求書が上がって、40日以後でなくてそれを超える仕組みで支払いが行われたのかちょっと合点がいかないものですから、そこら辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 私が記憶している部分につきましては、ああいうふうな状況、あの混乱の状況の中で、担当課も技術屋さんはいない状態で、事務屋さんだけですけれども、そういった事務を経過している中、事務執行するに当たり、体調を崩す方々もいっぱいいました。まさに担当係長さんなんかは体調を崩してお休みになっていたというふうな部分もありましたし。それ

で、庶務経理をしているのが1名おりました。そのほかに臨時職員の方がお手伝いに来てもらって。ただ、その方々もずっと休みなくできるというようなことじゃなくて、どうしても休まなくちゃいけないとか、体調が悪くて休むとかといったときに、やっぱり事務的に支出負担行為をとる段階でたまっていくというふうなときもありました。そういったときに、産業環境部全体でほかの課の人間にそういう経理を例えば1日手伝いに行ってもらったり、2日手伝いに行ってもらったり、そういうことで、会計課のほうには回しております。それで、先ほど田中委員が言ったように、会計課のほうの資金繰りとか、そういった状況については私のほうではちょっとわかりかねる。まず最初にもう支出負担行為をして、その会計課に回すのが、出さなくちゃいけないというふうなことが一番の私のお願いでしたので、そういったところまでしかちょっと把握できておりません。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。そこなんですよ。今の話ですと、担当係長さんがぐあいが悪かった、あと技術屋さんが少なかった、あるいは事務屋さんがやっていた。そういう状況の中で、事務執行、要するに業者の方々に支払い事務が滞るような事態が起きているにもかかわらず、部長以上の市の当局の方なんかはそこにどうして人をてこ入れする仕組みができなかったのか。塩竈市が全部忙しいのはわかりますけれども、やはりそういう判断は考えなかったのかということですよ。産業環境部だけの人のやりくりではそれが回らなかったんじゃないかと思うんですけれども、そういうのが多分政策判断だと思うんですよ。そういう考え方は起きたか起きないか。ちょっとそういうことを市長なり副市長に相談されたことがあるのかどうか。ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 相談したことはありません。やはり職員もやはり一生懸命やるというような気持ちで動いていますし、他の市町村から震災復興のためにお手伝いしてくれてきている職員もいるし、そのほか一般市民の方を臨時職員として雇用してお手伝いしていただいたり、その中でみんなでこれを乗り切ろうというような気持ちで頑張ったと思いますので、一々そういった個別のことについては、副市長、市長のほうにはお話はしておりません。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。私の質問は以上で終わります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私からもちょっと確認させていただきたいと思います。きょうはご苦労さまでございます。

委員長の主尋問で、いろんな解体について流れがあって、解体について協議会へ調査をして、積算をして、そして指示をしたんだよと。そして、支払い段階になって解体をしてもらって支払いの方向は実績報告書に基づいて、それをまた見直して、例えば先ほど荒川証人は、少なければ、例えば50万円かなというところが積算して実績報告ですね。そうすると60万円かかったら60万円支払いましたという証言がありましたが、そして出来高払いでしたよという発言があったのですが、それで間違いないでしょうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 私の記憶では、実績報告が上がったときに、再度、言葉的に技術的な言葉というのはちょっと私すぐ忘れて思い出せないんですけども、精算設計という言葉を使って、また実績報告に上がったものについて精算設計といったと思いますけれども、そういったことで積算し直して、そしてお支払いしていたというような経過だと思います。だから先ほど具体的にお話ししたのは、最初積算したときには100坪だったんですけども、それが50坪で済んでしまったというようなことで、じゃあ50坪の部分の精算設計をして、それで支払いをしたと、私はそういうふうなことでちょっと聞いております。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ということは、出来高払いということによろしいんですね。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 当然出来高払いを精算設計しているというふうに思っておりましたので、そうだと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。

あと、ちょっと別なほうに行きたいんですが、先ほどの有価物のほうに、ちょっと飛び飛びで申しわけないんですが。鎌田委員が質問されていましたが、どこで大きな乖離があって、どういうふうにとりやとりがありました。それで昨日も、鎌田委員も言っていたんですが、昨日の証人の皆さんは、一切搬入したときには伝票と入庫票とか、そういったものは一切ないということなんです、我々はそう思っています。それで、積み上がったものでなぜ、先ほどの鎌田委員との質問が重複すると思うんですが、元部長さんは1件1件の実績を調査

したと言っていますが、その調査というのは協議会から上がってきたものとするれば、その資料というのはあったのでしょうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 協議会から上がってきた数字ではなかったように思います。あくまでも先ほど言ったように、ちょっと記憶が本当に不確かで大変失礼なんですけれども、協議会から上がってきた数字……、ちょっとその辺は記憶にないと言ったら悪いんですけれども、本当に協議会から上がってきた数字ではなかったと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 協議会から上がってきた数字でなくても、先ほどの大きな乖離があったんじゃないかというふうな情報です。何をもとにするのかなと、その辺がやっぱり皆さんが知りたいところなんですね。何もないものに、乖離があったのでその業者に電話をかけてどうのこうのと調査したと言っていますが、何をもとにその調査した基準となる、基礎となるその案件について、伝票か、例えば風聞だけなのか。その辺が説明されないとなかなか難しいと思うんですが、どういったものを基準にして乖離があると判断されて、その業者に電話をしたり行ったりして確認をされて、そのくらいだったらこうだったというふうな説明がされたと思うのですが、その乖離の基準となるものは何だったのかお知らせ願いたいと思います。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 本当に大変失礼なんですけれども、私、ちょっと曖昧にちょっと答えているかもしれませんが、本当に記憶が定かでないというのが事実です。それで、大きく乖離があったもの、先ほども言いましたけれども、乖離だけのことを言いますと、大きな乖離があった、全て調査した結果大きな乖離がなかったので協議会のほうに報告した、大きな乖離があるものについては電話等なんかで調査をした。それがもとになったものが、今協議会からなのか、協議会だったのかというのは、ちょっと私は協議会ではないような気もするんですけれども、その辺のところは記憶が定かでないというのが、本当にご了承していただければなと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 協議会だかどこかわからない、定かでないというのはいいんですが、具体的にやっぱりそういった情報の源があったから調査に踏み切ったんじゃないかなと、こう私たちは思うわけなんです、具体的なその情報源というのは、再度お伺いしますが、記憶にございま

せんか。あるところでもいいんですが。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 調査することになったのは、先ほどもお話ししたように、11月の協議会ですかね、問題提起がされましたので、そして当時の委員長のほうからも重く受けとめなくてはいけないというようなことだった、そういうふうなご意見をいただいたので、すぐ調査に入ったというようなことであると思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 それは十二分に理解しているのですが、その調査に入って、そのもととなる数量の乖離というのは、どこで誰が判断して、例えばA業者が余りにもすごいよとかと、そういうふうなのを判断のなったところがどこなんですかと。じゃあ、お伺いしますが、大きな乖離があったような業者というのは何件くらいあったのですか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 大きな乖離があったのは1社だけだと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 その大きな乖離があったのは1社だけだったら、その1社というのを限定する資料というのがあったから行ったと思うんですけども、その辺はどういうふうになっているのかなと。全然我々はわからないのですが、どうしてあとその解決方法を見出したのかお知らせしていただければ幸いです。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 ちょっとまだ不確かなので、先ほどもお話ししたように、何をもとに何を調査したと、調査をしたのは頭には残っていますけれども、何をもとにとかというのは、先ほども言ったように建設関係の何か調査する表がありまして、それに基づいてやったという記憶はありますけれども、大きな乖離があったというのは数量が全くゼロというふうな、ゼロだったと思いますね。ゼロじゃなかった……、その辺もちょっと不確かなんですね。大きな乖離があったところはそういうところだったので、すぐにそういったところをお話というか直接出向いたというようなこともありました。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 その大きな乖離があつてゼロとか数字が不確定だというのはわかるんですが、では大変証人に申しわけないんですが、その1社というところの頭文字、英語で結構なんですが、

例えば私、菊地だったらK会社とかと、その頭文字だけ話していただけますか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 はい、M社です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 わかりました。いろいろあとまた何か、その乖離の部分でいろんな……。それで、うちのほうで24年11月にこういう問題が出たときに、そしてうちのほうというか我が会派、市民クラブでは、2名の産業建設常任委員がおりましたので、直ちに会議を開いて、どうするんだと、大変な問題だなというふうになったのを記憶しております。

それで、何か当局はそのM業者のほうに往訪されたというんですが、うちのほうの会議の中では往訪するというよりも、そういう事態があったら業者を呼び出すのが行政でないかしらと言っているんですが、まずそれが一つ。

また、その業者に丁寧にお伺いしたのはまあいいとして、それをお願いしている連絡協議会の事務局も同伴させるべきではないかなと思うんですが、そういった考えをなさらないで、なぜ行政側だけがその業者に行ったのか。その辺がわからないんですよ。仕事をある程度全体的にお願いしていた連絡協議会の方も行かないで、行政が行って、資料も何も無いのに「これやりましたね。違うんですか」というやりとりというのは、何をもとにそれではやってきたのか。その辺がわからないので、説明をしていただけると大変助かるのですが。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 たしか24年12月だと思いますけれども、副市長とお伺いして行った際には、なぜそういうふうに自社で処分しているんですかというふうなことを聞きに……。その辺のところも不確かなんです。それで、そういうふうな形でちょっとお話ししたときに、そちらのほうからあの混乱の時期、3月から4月、5月、そういった時期にそういうふうな処理するところがない。そういった中で動いていますので、前の前任の担当課長、係長さんにお話をしたら、自社で処分してもよろしいですよというような指示を受けていたと。そういった伝票は全部持っていますと。こうですよというようなこととお話を受けて、じゃあそういうふうな伝票をきちんと協議会のほうにお渡しして、協議会のほうから請求をさせていただきますからねというようなこととお話しした経過はありました。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 今の証言は、きのうの参考人とある程度合致する面がありましたので、わかりまし

た。

それであと、済みません。また、浦戸の解体についてちょっと確認させていただきたいと思っています。

先ほど伊勢委員も浦00019というふうな話をされていましたが、我々は寄せ集めだなんていうふうな話をしていますが、行政側としてはどのような認識で、寄せ集めという言葉でなく何か別な用語があったのかどうか、その辺お知らせいただければ。先ほど誰かの質問で、寄せ集めたという言葉なんかも初めて聞いたように証言されていまして、荒川さんが働いていたときにそういった言葉がないとすれば、どういうふうな文言でそういった処理をなされたのか記憶がございましたら答弁していただくと助かるのですが。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 大変失礼ですけれども、本当に瓦れき処理なのか、解体処理なのか、ちょっと思い出せません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 瓦れき処理なのか解体なのか、ないというのはいいとして、それで最初の委員長の尋問の流れ、最初からの流れを言いますと、我々の言葉でいうと寄せ集めというふうな言葉で言いますと、まず必要な添付書類がありましたよと。そうしたら、協議会のほうに調査を依頼して、そしてそこで積算して、そして作業指示書をもって協議会に仕事をしてもらって、解体してもらって、解体の実績を履行確認をして、実績報告書に基づいて支払いをしたというふうな流れが先ほど説明されました。

それで我々が調査をして一番疑問なのは、もうこの作業指示の段階で、先ほどの例で言うと倍以上の作業をされて金額ももうその時点で決まっているということが判明しております。ですから、その作業指示するときにも寄せ集めするというのがもう決まっていたんじゃないかと思うんですね。ですから、そういうことを書類がなかったにもかかわらずそういうのをしていったというのは、どういうふうな理由でなされたのか。その辺が明快なお答えが出ませんので、当時部長さんがもし知り得ていたのだったら、こうですという明快な言葉をいただくと助かるのですが。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 大変失礼なんですけれども、本当に思い出しません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 思い出せないという……。あと、その支払いの関係にいきますと、請求書ですか、協議会のほうに請求書を出すというか協議会から請求書が来るんですけども、島が違っている物件がありました。そういうことを承知しておりましたか。

○志賀委員長 もう一回、もうちょっと細かく説明しないと意味が通じないと思います。

○菊地委員 1件1件の物件をやっていたということなんですが、例えば野々島でやった解体と寒風沢で解体か瓦れきかわかりませんが、それが一括されてその寄せ集めの中に入っているのですが、そういったものの指示並びに請求関係は、部長として承知していたかどうか。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 大変失礼ですけれども、本当に思い出しません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ聞いてきたんですが、なかなかそこまでは思い出せないということ。

あともう1点、最後になります。いろいろ調査特別委員会がされて、いろんな資料を出していただきました。その中で、例えば請求の明細を協議会のほうに各業者に出してくださいと言ったら協議会がつくった請求書を出してきたというんですが、仕事をしているところが出さないというところを、当局としてそういったやり方で行政は進めてきていたんでしょうか。簡単に言えば、協議会に市が頼みます。協議会はある企業に仕事をさせます。そうしたら、本来であれば仕事をお願いされた会社が協議会に請求書を出すべきものを協議会が請求書をつくってこのくらいでというふうな、そういうやり方を行政は指導していたんですか。それだけ確認させてください。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 協議会に一本で委託契約なりいろいろ協定書なりそうやった契約をしていたというような経過がありましたので、一本で請求書もらって一本でお支払いをしていたというのが現状だったのかなと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 その一本でやるというのはわかるんですけども、じゃあその一本の仕事の明細書を出してくださいと言ったら、協議会からはこのくらいの金額で言われたので金額を言われたまんまやったんですと。それで支払いを受けたという、そういう公文書として残っていますので。そういうことが部長の時代からずっと引き継がれてあったのかどうなのか。ある日突然そういうのが出たのか。協議会さんがそういうやり方を市当局とやりとりして決めてい

たのか。その辺の確認だけさせていただくとちょうど私の時間が終わるかなと思うので、お願いします。

○志賀委員長 おわかりですか、今の中身。本来であれば下請さんが連絡協議会に対して請求を出すべきものが、今回の場合一切請求書が出てこない。それで、下請さんにとって支払いは、この協議会がつくった支払い内訳明細書という書類に基づいて全てが支払われているという伝票の流れでお金が協議会から下請さんに払われていると。そういうことを行政側として指示したのか、そういうことを知っていたのかという質問です。（「済みません」の声あり）

○荒川証人 当時、6月から産業環境部に来た以前には、もうそういうふうな協議会が結成され、そういった一連の流れが決まっていた中身だったと思いますので、当然今思うにも協議会から一本の請求書が出て、そして請求書支払い事務を執行していたというふうに思っております。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 有価物の処理についてお聞きしたいと思います。

これは平成25年6月10日の第1回の開催された「本編」と私たちが言っているものなのですが、この「本編」の24ページに、これはどこが出したということは書いていないんですが、金属スクラップ等の確認についてということで表がございませう。危険物解体、分別、そして片方は一次仮置き場が越の浦、もう一つは中倉処分場というふうに流れが書いてございませう。それで、きのうからちょっとこの有価物の流れについて聞いているんですが、一切その解体した業者が越の浦だとか中倉に運んだときに伝票もあるいは向こうからのチェックも何もなかったという発言でした。それで、それなのにわからないその金額、量がどうこういったということ等、議論されていますが、この塩竈市が出した文書には、23年の分は読みません、時間がかかりますから。「24年度について、中倉埋立処分場については、平成24年から災害廃棄物搬入表の提出を解体業者に求めた。これにより品目別及びトラックの積載量の把握が可能になった。越の浦漁港背後地も中倉埋立処分場同様、災害廃棄物搬入表を各解体業者から提出させたために、より正確な品目別及び車両の積載量ごとの台数管理が可能になった」というふうに書いてあるんですね。これが私たちに出示されたものです。

ところが、実際に証人に聞きますと、そういったものが一切なかったと。こういうふうになってきますと、一体市が出したこの文書と実際に現場でやられてきたことがどうだったのかと。これが非常に混乱を、私たちにすんと落ちない状況をつくっているのではないかと思

いますが、担当、市役所の誰かに聞かなければいけないことなんです、この辺の関係で当時の部長さんはこういったことを私たちに提供しているわけですが、これが実際に現場でやられなかったということはおかしいことだと。

それで、もう一つ言われているのは、ここに写しというのがありまして、宮城機工建設株式会社ですか。これは平成24年12月5日に、塩竈のどこかに、例えば鉄類3トン運んだと。そして、Fさんという人、どなたかわかりませんが、現場の責任者が確認したよと、こういうふうなものをつけて、こうやってやられているんですよと言われていたんですが、ちょっときのうからの議論では「ない」と、これが。この違いについてもしわかるのであれば教えていただきたいと思うのですが。

○志賀委員長 もう一度その「本編」の資料のあれを詳しく、そちらに資料がありますので見ていただけますか。

○曾我委員 24と26です。（「資料のナンバー」の声あり）本編と言っているんですが……

○志賀委員長 いつの発行ですか。（「日付」の声あり）

○曾我委員 25年6月10日開催。

○志賀委員長 25年6月10日開催の……、

○曾我委員 24ページ。

○志賀委員長 24ページだそうです。

○曾我委員 一番最後のほうに書いてございます。

○志賀委員長 その文書について……（「もう一回」の声あり）もう一回。じゃあその分を見ながら、もう一回ちょっとそれではしてください。

○曾我委員 24ページを開いていただくと、これは塩竈市が私たちに特別委員会にこういう流れですよということを知らせるために私たちにこの表をくれたんだと思うんですね。

○志賀委員長 24ページだそうです。

○曾我委員 そして、一番私が言ったのは、最初24年度について申し上げたんですが、中倉埋立処分場については、災害廃棄物伝票、提出を解体業者に求めたと。これで品目もわかるし、トラックの積載量も把握が可能になったというふうには書いていますよ。それで、越の浦の漁港のほうも同じような伝票を解体業者から提出させたためにこのいろんな種類もわかることになったんだよということを行っています。

そこで、後ろの26ページに、例えば例だと思いますが、これが宮城機工建設さんが例えば運

んだと。鉄類3立米。搬出元がSさんであって、搬出先の現場確認者、現場責任者がFさんという方がサインをしていると。こういうやられ方をしてきたということと……、これが全部かどうかわかりませんよ。これは参考に1枚物しかついていませんが。しかし、きのうの発言では、各業者は、越の浦に運んでも、そういった伝票とかこういうものがあつたということとはなかったと言っているわけですね。そうしますと、塩竈市で私たちが示したことと、実際にやられていなかったということは、こういうことが非常に塩竈の瓦れき処理、有価物もそうですが、解明されない、わけのわからないということになっているんじゃないかと。

それで、今聞きたいのは、この資料を出してくださった市当局の時代かどうかわかりませんが、こういう流れであつたのかどうかお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 ちょっと今見て、説明はこういうふうなことで数量、推計をしているというふうなのは聞いたことはあります。

○志賀委員長 ありますか。曾我委員。

○曾我委員 ということは、聞いたことはあるけれども、現場の例えば一次仮置き場に入った何というのか、連絡協議会からの下請で管理していた業者がいますよね。そういう人たちはどうだったか聞きませんが、きのうの限りでは、一切その管理置き場に持っていたときに、何の伝票も何も、これだよと、これを出してくれということも一切なかったということなんですよね。そのことだけ申し上げてこれをきょうの参考人にどうのこうのということではできませんが、そういう問題があるということだけ申し上げて終わります。証人にね。

○志賀委員長 ほかにご意見ございませんか。小野委員。

○小野（絹）委員 どうもお疲れさまでございます。

私のほうからちょっとお聞きしたかったのは、一つは先ほど来の寄せ集めの件も出されておりましたけれども、過日、職員の鈴木さんが証人として出てこられたときに、初めて聞いてびっくりしたわけなんです。それはどういう内容かといいますと、私の聞き方が正確だったのかというのはあるかもしれませんが、要するに23年度の解体事業の関係を含めて、要するに業者の方からお金が入らないということで再三連絡が来ていたようです。そして、なぜその会計のほうからお金が出ないのかということで、担当のほうで調べたら、会計のほうにその支払い書がそのまま積み重なっていたと。それで、これは何でなのかということで、それでは通らないということなんです。それで、課に戻って、課内でいろいろ相談をした結

果、言われている寄せ集めの番号のような状態が生まれたのではないかというふうに思うわけですね。彼は、課内でいろいろ相談して会計が通るようにしましたというふうな話をしていましたので、それでそういう実態を、その当時は23年の末、24年に入る前ですから、その当時荒川証人は部長としておられたことだと思いますが、その分野について改めて思い起こしていただけるなら、その辺の事情をよくお聞きしておきたいというふうに思います。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、まず私の仕事の優先としては、業者の方々に支払うのが一番の優先であって、事業が完結というか実績報告があつて終わったら、すぐに支払い事務をするべきだよということをお願いしてやっていたことは事実であります。

そういった中で、今お話しされたような状況というのは、私はその決裁をしているのであれば説明はきちんと受けて決裁をしているものと思っていますけれども、その中の詳細につきましてはちょっと思い出しません。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう点で私が気にしているのは、先ほど荒川証人のほうから、どなたかの質問の中で職員のその当時の状況、特に事務処理の関係で特に経理関係といえますか、会計関係、そこの手配が大変だったということをお聞きしました。しかしそこから、市の会計のほうです。会計に回っていても、それがそのまま重なっていたという状況は、重要なことだと思うんです。ですから、それは何で支払われなかったのか。会計係に聞いてみるのが一番なのかもしれませんけれども、会計を通すために課内でいろいろ相談をしたということなんです。本人だけじゃなくて、同僚の方、そして上司の方と相談をして、そして対応されたというふうにお聞きしていました。その当時は、鈴木さんに聞けばよかつたんでしょうけれども直接そこは聞かないでしまったので、おわかりでしたらお聞きできればなと思った次第です。わからなければいいです。

○志賀委員長 荒川証人。

○荒川証人 会計のほうでそういうふうな事務が滞っていたということについては、私はちょっと承知していませんでした。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 会計のほうにたまっていたというんですね。ですから、それは処理の仕方が、

伝票の出し方が悪かったのかどうか。何が原因だったのか。そこに何か残っていたのかどうか。要するに、そういう点では72件の寄せ集めの……、これは想像ですよ。寄せ集めの分の会計処理の仕方を、そのままではだめなので、結局それを寄せ集めて出すということによって通ったのではないかというふうにさえ危惧しているという状況だけ申し上げておきたいと思います。以上です。

○志賀委員長 以上ですか。ほかにございませんか。

以上で、荒川和浩証人に対する尋問は終了いたしました。

荒川和浩証人には、長時間ありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。

〔証人退室〕

暫時休憩いたします。再開は13時からといたします。

午前 11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村上昭弘君の証人尋問を行います。証人の入室を求めます。村上昭弘君。

〔証人入室〕

証人におかれましては、お忙しいところご出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨お申し出願います。それ以外には、証言を拒むことはできません。もしこれらに正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固刑または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。その宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっていただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立ください。

まず、村上昭弘証人に宣誓書の朗読をお願いいたします。

○村上証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成27年6月16日、証人村上昭弘。

○志賀委員長 それでは、宣誓書に署名押印願います。

ご着席願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を越えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問をしているときは着席のままでもよろしいですが、お答えの際はご起立の上発言願います。

委員各位に申し上げます。本日は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が調査する事件に関する重大な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。また、各委員におかれましては、証人の人権に留意の上ご発言願います。

これより、村上昭弘証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、村上昭弘証人にお尋ねします。

あなたは、村上昭弘君ですか。

○村上証人 はい。

○志賀委員長 住所、職業をお述べください。村上証人。

○村上証人 塩竈市赤坂、村上昭弘。職業といたしましては、地方公務員ということになっております。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。

委員長からの共通尋問を行います。まず初めに、浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項についてお伺いいたします。

さきに村上証人あてに浦戸に係る請求書、株式会社千葉鳶、それから株式会社晃信建設、両社の作業内容、請求内容についての質問が行っているかと思いますが、そのことについてお伺いしたいと思います。

まず、株式会社千葉鳶が浦戸において行った業務内容についてお伺いしたいと思います。まず、23年8月に7月の出来高払いということで、土のう製作、寒風沢栈橋という項目があるのですが、この項目というのは浦戸一次仮置き場の事業なのか、どういう内容だったのか。もしおわかりでしたらご説明願います。村上証人。

○村上証人 今、私の手元に株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設ということでの請求書というのがございます。このことでお尋ねなのかと思いますけれども、4年もたってしまっておりますのでちょっとろ覚えのところもありますけれども、私が日々見ている書類は、連絡協議会からの請求書なりなんなりでございますので、個々具体的に個別の企業からの請求書というのはちょっと拝見した覚えがないというのが正直なところでございますので、それ以上のことはちょっとわからないというのが率直なところでございます。以上でございます。

○志賀委員長 そうしますと、この一連の請求内容については、当然一次仮置き場管理業務という委託内容なので、それに全部かかわる請求内容であるというふうに思っているのでしょうか。それとも、例えばこういう中にそれぞれの業務の中でなかなかわかりづらいところがあるわけですが、例えば千葉さんの場合、「1月出来高、浦戸業務委託」という、これは多分業務委託なんです。それから、「浦戸災害復旧その1」、その次の月も「浦戸復旧その1」と書いてあるんですが、「その1」が何を意味するのか、もしここでわかるのであればお答えいただきたいのですが。村上証人。

○村上証人 今もお話しさせていただきましたけれども、我々、例えば浦戸地区で復旧連絡協議会のほうにお願いしておるのは、まさに瓦れき仮置き場の維持管理とそれから建物の解体と、大きく分けて、それを復旧連絡協議会にお願いしているという認識で当時おりました。その中では、個々具体的にやりとりをしている担当者がおりますので、そちらのほうから日々報告を受けまして、それであれば適切な請求があれば適切に支払ってくれという話はしておりましたけれども、こういった書類で土のう製作云々ということの内容までは、ちょっと私はわかりかねるところがございます。以上でございます。

○志賀委員長 ありがとうございます。そうしますと、例えば家屋解体の場合なんかは、いろいろ質問が出た中で、一応担当者が現場に赴いて確認しているときもあれば確認できなかったこともあるというお話を我々の委員会の中でいただいています。それで、この浦戸一次仮置き場、結局は瓦れき分別作業ですか。こういった中でもこういったそれぞれの企業がですね、人を出して作業をしているというところを確認されているのか、それとも全く確認されていなかったのか。その点についてお伺いいたします。村上証人。

○村上証人 今委員長がおっしゃったように、我々担当の者がおりますので、それは当然毎日というわけにはいきませんが、頻繁に浦戸に訪れまして内容等の確認は常にしているという報告は私は受けておりました。以上でございます。

○志賀委員長 そうしますと、課長ご自身では浦戸のほうには足を向けたということはないわけですか。村上証人。

○村上証人 私もその担当の者ほどではございませんけれども、そうですね、2カ月に1回とか2回という頻度でしたけれども訪ねて、島民の皆様等のご要望等をお聞きする場を設けておりました。以上でございます。

○志賀委員長 ありがとうございます。そうすると、個々の請求明細については内容はわからないと。ただ、やっていることは当然一次仮置き場の業務であろうと。それ以外のことは当然請求してはいけないわけですから。あと、浦戸の中では当初瓦れき収集、運搬ということが行われて、あと危険家屋解体が行われていたというところで、この両社の方は危険家屋解体にほとんどタッチされておられませんので、当然一次管理仮置き場の業務であるというふうに考えてよろしいわけですね。それでよろしいですか、そういう解釈で。村上証人。

○村上証人 私の立場から正確に申せば、我々は個々の企業にお願いしているのではなくて、復旧連絡協議会に対して協定に基づきお願いしていたつもりでおりましたので、個々の企業が

こちらにやっている、あちらにやっているということまでは……、現場に行けば例えばヘルメットにどこどこ会社が書いてあれば、ああ今この会社がやっているんだなと現場では見ることはできますけれども、お願いしているのはあくまで復旧連絡協議会だという認識でおりました。以上でございます。

○志賀委員長 わかりました。それで、私が今聞いたのは、どこまでもその業務は一次仮置き場の業務と解釈していいんですかということをお聞きしているわけですね。やっている仕事。どこであれここであれ、浦戸でやっている仕事は。例えば、仮設道路、仮道路とかいろいろあるわけです。荷揚げ場管理、それから野々島の環境整備という項目があるわけですが、そういうものがどういうものを指して、業者の方が請求書として出しているのかちょっとわからないわけですが、そういうものも結局そういう中に、当然請求の中に含まれているのであれば、一次仮置き場管理の中の業務であるというふうに解釈してよろしいのですねということをお尋ねしております。村上証人。

○村上証人 我々は業務を進めるに当たりまして、常に環境省や県から指針とか通達が参ります。もしそれでわからないことがあれば確認するという作業を日々行っておりました。それで、例えば仮置き場の業務を遂行するために必要であれば、運搬するために道路がないのであれば仮道路とか、そういった形でつくるのは構いませんよというのはたしか環境省のほうから指示等は受けておったと思っております。以上でございます。

○志賀委員長 ですから、私が言うのは、こういうものは全て浦戸一次仮置き場と解釈してよろしいんですかということをお聞きしているわけです。それでいいんですか。

要は、ここで行われている業務については、一次仮置き場の業務として解釈してよろしいんですかということをお聞きしているわけです。この上がってきている請求書の項目について。でなければ、請求したらおかしいわけですよ、請求書に上がってきたら。そういうことを確認しているわけです。そうでないと払えないわけでしょう。村上証人。

○村上証人 済みません、ちょっとお答えするまでに時間がかかりましたけれども、ちょっと私なりに当時の状況を今思い出しております。

それで、先ほども言いましたけれども、なぜそのちょっと違和感があるかといいますと、私が見ている請求書は復旧連絡協議会から来ている請求書でございましたので、個々の具体的な企業が請求書という形で出しているというのは、ちょっと見たことがなかったものでしたので、その中の業務で例えば23年8月、7月分出来高と、これはどういう意味だという話は、

ちょっとお答えは、わかりませんということになります。ただ、浦戸では復旧連絡協議会に対して仮置き場の維持管理、それから建物の解体、そういったものを業務としてお願いしているんだなということであればそのとおりでございますということでの答えはできると思います。以上でございます。

○志賀委員長 では、結局それで、一次仮置き場の管理業務に全て入るという解釈でよろしいわけですねということをお聞きしているわけです。そうでないと払っていけないわけでしょう。

○村上証人 そうですね。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 まあ、どうなのでしょう。大きくりで言えば、我々は復旧連絡協議会から請求を受けた内容、報告を受けた内容を精査した上でお支払いしているということですので、その内容とこれが合致しているのであれば当然業務としてお支払いしているということになりますけれども、ここ今これを見て、「その1」とか、そういったいろいろありますけれども、そこをもって市として支払っているんだろと言われてもちょっと、確かに業務内だと言われてれば業務としてやっていらっしゃるんだろなどは思いますけれども……。そこはちょっと私としては、当然個々の企業は復旧連絡協議会の構成企業として、業務としてなさっているとは思いますが、この個々具体の仮道路とか環境整備というのが何になるんだということに関して、責任を持って「そうですね」ということではなかなかちょっと、今この場ではちょっと私としてはわからないというのが正直なところでございます。以上でございます。

○志賀委員長 わかりました。ありがとうございます。ということは、こういうものを、例えば仮道路をつくるよというときは、当然連絡協議会のほうからこういった事業をやりますよという了解は、やっぱり何かしら環境課のほうに照会が必要なのかなと思うんですが、それでそれに基づいて、それはそれで結構ですよ。それとも全くもうそういうことなしに、業者の方はどんだんどうんどうんこういうことを、仕事をやられていたのかどうか。その辺はいかがなんでしょうか。村上証人。

○志賀委員長 当然、解体それから仮置き場の管理にかかわることでしたらば、担当の者と復旧連絡協議会が打ち合わせをして仕事を進めておりますので、例えば仮置き場の管理上必要なんだ、仮道路をつくらなければならぬんだということになれば、当然承認というものですとか、認めてやっていただくという形になると思います。以上でございます。

○志賀委員長 こういった請求書は協議会に出されております。その請求書の出てきた内容を積

み上げて、協議会は市に1カ月の月報という形で提出されて一応請求しているわけですよね。ですから、結局こういったものが全部当然請求の中に一次仮置き場の仕事として入ってきて当然のことなんです、あそこで課長が回答に首をひねるということ自体が、何かあるんでしょうか。村上証人。

○村上証人 何かあるかということだと、当然何もありませんけれども。ただ、ぱっと見て、これはあれです、これはあれですというふうにはお答えできないということでのご回答をさせていただきました。以上でございます。

○志賀委員長 ありがとうございます。わかりました。一応、じゃあこれについては全部浦戸の一次仮置き場の仕事の内容であるという解釈をさせていただきたいと思います。

それでは次に、浦戸危険家屋解体の流れについてお伺いしたいと思います。

まず、解体の場合はまず希望者から申請書が出されますね。そして、その次に環境課のほうから申請書に基づいて解体対象家屋の調査依頼を連絡協議会のほうにしていくと。それで、連絡協議会から測量図がそれに基づいて出てくる。それで、その測量図が出てきた後に、連絡協議会としてつくる書類というのは、どういう何をつくられていますか。村上証人。

○村上証人 私の記憶が正しければ、今委員長がおっしゃったように解体申請一連の流れの中で調査を行いまして、調査に基づきまして我々としては積算を行うというふうな段取りを行っていると思います。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。まず積算を行うと。そして、積算を行った後に、その次の段階としてはどういう書類が発行されますでしょうか。例えば何か実施数量指示書であるとか、精算設計書とか、業務指示書とか、何かいろいろ書類があるようですが、順番的には先ほど家屋測量図が出てきた、そうしたら積算設計書をつくりまして今お話しでしたけれども、そして今私が言った項目の中ではその次にはどういう書類が発行されますか。村上証人。

○村上証人 積算、建物の解体に係る費用が算出できましたらば、復旧連絡協議会に対して解体のお願いをするという段取りになってくると。解体指示書というんでしょうか。そういった形でやることになると思います。以上です。

○志賀委員長 解体指示書。それで、業務指示書とこの解体指示書というのは、同一のものですか、それとも別物ですか。ちょっとそれをお聞きします。村上証人。

○村上証人 済みません、本当に申しわけないんですけれども、多分業務指示書と同一のものだ

と思っております。以上です。

○志賀委員長 それでは、測量が終わりました。それで、業務指示書。そうすると、業務指示書と積算設計書は同時に出来るものですか、それとも別々に出されるものですか。村上証人。

○村上証人 積算というか、建物のボリュームを確認した上で業務指示をするわけですので、その業務指示書には、例えば何平米であるとかそういったところは記載されているというふうに記憶しておりますけれども、そこもちょっとおろそかというか、今アバウトな話になってしまいますけれども、そういった形でもととなるデータはついていると思います。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。それで、あとのほかに実施数量指示書というのが存在しているようなんですね。これについてはご記憶ないですか。村上証人。

○村上証人 まことに申しわけございません。そういった細かい話になってきますと、私もうろ覚えで、本当に委員長のご期待に沿えないところがございますので申しわけございません。

○志賀委員長 わかりました。そうすると、この実施数量指示書というものと、解体撤去業務指示数量表という何か書類も存在するのですが、これが同じものなのかどうかというものは、そうすると村上証人としては判断はつきかねますか。村上証人。

○村上証人 今ご質問を受けて、同じものであるかどうかはちょっとお答えしかねるというか、率直に言うとわかりません。以上です。

○志賀委員長 それでは、一応業務指示書なり出て、積算設計書が出されて、それで仕事が完了しましたというところで協議会のほうから業務報告書が提出され、それで精算設計書が出されて、最終的には支払いについてという書類が出されるという流れでよろしいのでしょうか。村上証人。

○村上証人 個々の書類名まではちょっと私、記憶がなくて申しわけないんですけども、解体したことに対して報告を受けて、それを我々としてチェックして、よければお支払いするという流れは間違いのないことだと思いますけれども。以上でございます。

○志賀委員長 それでは、支払いまで行きました。そのときの支払いについてという起案がしているようです。そこには当然、村上証人の判こも押されているかと思えます。それと、これには環境部長の判は押されていたかどうかはご記憶ありますか。村上証人。

○村上証人 これも金額、例えば業務内容や金額によって決裁の規定が変わってきますので、そこら辺は金額によって変わってくるのだと思います。

○志賀委員長 なるほど。ありがとうございます。そうすると、課長決裁は金額は幾らまでだっ

たのでしょうか。村上証人。

○村上証人 たしか委託契約ですと500万円とか、そういう形だったような気がいたしますけれども、済みません、そこも確認……、今でも規定は変わりませんので確認できることだとは思いますが、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 ということは、500万円を超えた金額については、部長もそこでは判こを押しているという、例えば500万円が課長の限度額であれば。その次は500万円を超えたものについては、部長もそこに判こを押しているという認識でよろしいのか。村上証人。

○村上証人 済みません。500万円という数字を私が言ったものに、それにとらわれてしまうと困るんですけれども……

○志賀委員長 いや、それはいいです。例えばの話です。

○村上証人 私の決裁権限規程を超える部分に関しては、当然私の上の者が決裁をしていくという形になります。それが市の決裁の流れでございますので、そういう形でやっていると思います。以上です。

○志賀委員長 わかりました。それで、午前中にですね、前環境部長の荒川さんにおいでいただいて、その辺のこともちょっとお聞きしたわけですが、判こは環境課にもご自分のが置いてあったと。それで、どうしても回り切れないので、部長自身が押さないで誰かがかわりに押していたときもあったというようなお話もいただいたわけですが、そのときに村上証人は、やっぱり部長のかわりにそういった判こを押したことがあるかないかだけお聞きしたいと思うのですが。村上証人。

○村上証人 これは……、どうでしたでしょうか。確かに部長に直接その……。基本は、部長のところに担当の者が行って決裁をいただくというのが基本でございました。それが、例えば我々は夜中まで仕事をしておりましたので、部長のところに決裁をもらいに行けないというときは電話なりなんなりで連絡をして担当の者が押すということもあったかに記憶しておりますけれども、私が部長の決裁印を押したということは、記憶の中ではないような気がいたしますけれども、ただ、常に部長決裁であれば部長に押していただくのが基本。つまり、部長に直接お会いできない場合には電話で内容を伝えるなりなんなりしてご報告して、ご了承いただいてという形をとっていると私は思っております。以上でございます。

○志賀委員長 ありがとうございます。それで、村上証人の場合は、印鑑はどういうふうに、どういう印鑑というか、押す場合は印鑑を特定して使っていたのか、それともいろいろな

印鑑を使われていたのかお聞きしたいと思います。村上証人。

○村上証人 そこも済みません。私も常に2つとか3つ印鑑を持っていますので、そのときの気分ということではないんですけれども、違う印鑑を押したことも何例かはあるかもしれません。以上でございます。

○志賀委員長 ということは、何例かということは、主に使っている印鑑は限られていたという解釈でよろしいんですか。村上証人。

○村上証人 何例かという言い方がふさわしくないとすれば、そのときはこの印鑑が決裁印だというふうを意識してやっていることはなかったというふうにお伝えしたほうがよろしいかと思えます。村上という判こであれば、決裁印になるんだろうなと思ってやっておりました。以上です。

○志賀委員長 そうすると、その中にはシャチハタも含まれているわけでしょうか。村上証人。

○村上証人 当然シャチハタも含まれておりました。今でも使っておりますけれども。以上でございます。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それではあと、次に、危険家屋解体に当たっての例えば実施数量指示書、それから積算設計書、精算設計書、業務指示書、こういった書類は、これは発行するのは当然環境課が発行しているのだと思いますが、そこで間違いございませんでしょうか。村上証人。

○村上証人 環境課から発行というか、出しているということに間違いはないと思います。以上でございます。

○志賀委員長 それで、これらの書類の発行は複写式のもあるようですし、それともみんな単票で出されていて、それで当然業者のほうにも渡すのでしょし、環境課でも控え、写しを保管するというような流れになって、一般的にはそういう感覚でいるんですが、環境課の場合はどういった流れでやっていらしたのかお答えください。村上証人。

○村上証人 通常の起案ですと、担当の者が起案して、それを私たち、例えば私なり部長なりが決裁をしましたらば、それで決裁となればその文書を相手方に送るんですけれども、起案文書についている文書と相手側に送る文書というのは2つあることになります。以上です。

○志賀委員長 ということは、同じ1つの書類が2つは、相手に渡さなければいけないのはあるということですね。必ず控えは環境課にあるということでもよろしいんですか。村上証人。

○村上証人 例えば、細かい話になりますけれども、我々が起案する文書には、起案者というん

ですけれども、誰がいつどのような内容で起案するんだというのが起案者として1枚目にあります。そして、2枚目には相手方にはこういう文書で送りたいというのがございますので、それは相手方のきちっとした名前が入っているわけではございません。それが決裁になった時点で相手方の名前をきちっと入れて、それを原本としてお送りするということだと思います。以上でございます。

○志賀委員長 ですから、例えば積算設計書、精算設計書、業務指示書、こういったものはやはり複数というか、必ず控えは環境課に保管しておくべき書類なのですか。それとも、そうではないのでしょうか。村上証人。

○村上証人 一般論になってしまいますけれども、私の認識としては、相手方に出す文書は、当然我々としては控えというんでしょうか、そういったものは環境課にあるものだと思っておりました。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。そうすると、一応控えとしてはとっておくということでもよろしいわけですね。

それで、今度は寄せ集めのところで、証人は前にも参考人ということでおいでいただいて、それで寄せ集めの物件についてもいろいろお答えいただいているわけですが、今回の場合、浦戸で102件の解体がありましたという報告が委員会にありました。それで、その中で20件ほど広い面積の物件があつて、その中に72件が別途存在していたという事実もわかりました。その寄せ集められた、それは我々としては「寄せ集められた物件」ということでずっと表現しているわけですが、寄せ集めをした経緯について、これをちょっとお伺いしたいと思います。村上証人。

○村上証人 率直に申し上げますと、前の参考人のときにもお話したかと思うんですけれども、何とか解体をしようということで日々やっておりました。そういった中でなったことだと思います。ただ、私として具体的に、じゃあそこはこことここを集めてやれという話はしておらず、当然そのどうしようというその議論の中でそういうふうになったものだというふうに認識しております。以上です。

○志賀委員長 その議論の中でということなんですが、その議論は誰と誰がどういうメンバーでやられたのかお答えください。村上証人。

○村上証人 環境課職員でということでは私としては申し上げられないんですけれども、主に環境課の中でも家屋……、つまり廃棄物処理に携わっている人間と通常のごみ収集に携わっ

ている人間とまた別にやっておりますので、その廃棄物収集じゃなくて、震災廃棄物の処理に携わっている人間がそういった形で進めていったのだと思っております。以上です。

○志賀委員長 そうすると、寄せ集めという行為は、環境課が独自でやった行為であるという考えでよろしいわけですか。村上証人。

○村上証人 環境課が独自でという意味が、ちょっと私、わかりかねるんですけども、何とかその書類等が不備なものでも皆さんの期待に応えるように解体したいという流れの中でやっていったことだと思いますけれども、それに例えばほかの課がああだこうだやってくれないかという話は当然ないというふうに私は理解しております。以上です。

○志賀委員長 それなら、先ほどのお話で、環境課の間の職員でそれを決めたということは、環境課が独自でやったということだと思いますが、それとも例えば連絡協議会からそういう依頼があつてやったとかということなのか。どこから依頼があつてやったということなのかということをお聞きしているわけです。それで、先ほど環境課の職員の間で話をしたというから、環境課が独自に考えたことなんでしょうかということとで問いかけをしているわけですね。村上証人。

○村上証人 そういったことでいうと、どの時点でそういった寄せ集めというんでしょうか、そういった形で解体することになったのかの経緯については、私としてはちょっと率直に言うて覚えていないというのが正直なところでございます。以上でございます。

○志賀委員長 私は、時期は聞いていないわけですね。結局、経緯については今言う環境課の中でやった、けれども独自じゃないと。誰か聞いたのかということ、いやそうじゃないということなんです、実際のところ、課長に在籍中のことで多分中心的にやられたと思うんですが、そのころはもう一度ちょっと我々が納得できるようなお話をさせていただきたいと思っております。村上証人。

○村上証人 本当に曖昧で申しわけないんですけども、浦戸地区の寄せ集めと言われている解体に関して、明確な私からの指示とかというものは記憶にはございません。ただ、これは何とか解体しなくちゃならないというあのせっぱ詰った状況の中で、誰がやったんだといえれば環境課としてやったというふうになると思います。以上です。

○志賀委員長 そうすると、環境課で結局独自にやったことであつて、誰かの指示も受けていないということよろしいのですか。改めてお伺いします。村上証人。

○村上証人 誰かの指示というか、そういったものはなかったと記憶しております。以上です。

○志賀委員長 では、環境課が独自でやったという理解でよろしいわけですね。

それで、まずこの寄せ集めを可とした根拠についてお伺いいたします。村上証人。

○村上証人 先ほども申しましたが、寄せ集め云々の話は、率直に言うと、私としては認識しておらず、浦戸地区の家屋解体ということを書類等には不備なところがありますということの報告は受けておりましたけれども、それを寄せ集めて解体したという認識は当時薄かったというふうに記憶しております。以上です。

○志賀委員長 そうなると、何か説明がちょっとちぐはぐになってくるんですが、寄せ集めをしたという認識が薄かったということになると、結局、じゃあ先ほど職員が何か環境課の中で相談したと言っておきながら、今度は薄かったということだと、何かつじつまが合わない感じがするんですが。村上証人。

○村上証人 先ほどもお話ししましたが、環境課の中で話し合ったのではないかというふうに思っているということでございまして、明確に例えばじゃあ議題としてこのことについて話し合おうというふうに日を持って話し合ったとか、そういった記憶はないというのが率直なところございまして、私としても浦戸の危険家屋を何とかするために集めてやったというのを具体的に指示したという記憶は薄いというのが率直なところだというふうにお答え申し上げます。以上です。

○志賀委員長 それで、また質問が戻りますが、寄せ集めを可とした根拠は何だったのですか。お答えください。村上証人。

○村上証人 寄せ集めを可としたという根拠ということなんですけれども、今ご説明したとおり、当時私、寄せ集めてやったというのは、明確に指示したことも記憶にないので、可としたという覚えはないんですけれども、ただ今思えばあれしかやり方がなかったのかなとは思いますが、当時、じゃあこれを集めてやってくれといった明確な指示は、私の中では記憶にはないというのが率直なところでございます。以上でございます。

○志賀委員長 私が聞いているのは、根拠を、可とした根拠は何かということを知っているわけですか。

じゃあ、言います。この委員会の中で、寄せ集めを可とした根拠については、環境省からの通達文が我々に資料として提示されております。だけれども、その通達文については、明確に寄せ集めをしていいですよということは一切書いてありません。それで、私は環境省の担当課に2回ほどお邪魔して、その見解を聞いてまいりました。環境省の担当者は、寄せ集め

という行為について、実際驚いていましたし、ほかの場所ではそういう事例がないということでした。それでその通達文をお見せしたところ、そういうものは想定しておりませんというお話だったわけです。それで、今の現菊池課長はそういう説明を我々に委員会でされているわけですが、結局当時の環境課の課長としてはそういうところまでは気がついていなかったということなのか、もう記憶にないということなのか、ちょっとお答えください。

村上証人。

○村上証人 率直に申し上げますと、当時の環境課長としてそういったところまで配慮がいかなくて、認識は全然薄かったというところが正直なところでございます。私としては、浦戸の家屋解体は粛々と進んでいるものだと思っておりまして、確かに書類等が不備な部分があったというのは報告として聞いておりましたけれども、その72件でしたでしょうか。それが集めてやったということは、認識としてはなかったです。以上です。

○志賀委員長 ということは、課長が認識がない仕事を、じゃあ担当の職員が勝手にやっていたということになってくるかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。村上証人。

○村上証人 そういった話ではなくて、私も当然決裁権限の中で決裁はしておるんですが、その中のどれが例えば寄せ集めでやっているとか、そういったところは多分報告は受けたのかもしれないけれども、そこはわからないで、その慌ただしい中で決裁をして、じゃあ頼むぞと言っていたのだと思います。以上です。

○志賀委員長 それで納得できますかね。面積が800平米とかという建物がごろごろあるわけですよ。本来、浦戸にはそういう床面積の建物はないわけですよ。それで明らかに、これは村上課長がいなくなってからですか、その1件ごとのファイルがあるんですが、それが私、七、八回行きました。見るたびに中身が変わって行って、今は本当に充実した中身になっております。そして、書類もみんな真新しい書類に変わっております。（「真新しい」の声あり）何回も見ておるんですが、よれているはずなんですが、ぴんとした書類なんです、みんな。それは、村上課長はかわられてからのことかもしれませんけれども、こういった寄せ集めという行為が、結局ほかの地区ではやられていない行為。こういった行為が、結局塩竈市の中で厳然と行われてきたという事実があるわけですね。それを環境省が認めていない、認められていない行為をやってきたということに我々は一応解釈しているわけですが、だからそのところで書類が整わないという話もいただきました。それで、個々の72件の物件についてどういう書類が整わないのかということも資料は出していただきました。その中

で1件1件精査したところ、整わないと言っている書類があったり、ないものもありましたし、それから102件の解体した家屋の中にも整わない書類があるにもかかわらず解体として処理しているものもありました。ですから、塩竈市のその解体の基準というものが、非常に曖昧なところで解体が処理されているという現実もあるわけですが、そういったことが全てあの逼迫した事態なのでというところだけで、果たして説明がつくものなのかどうかということ、確かにお忙しい思いをしたことは、これはわかりますが、そういったところで一つ一つ検証していくとなかなか納得できない部分が多々出てきております。ですから、その辺を課長として、どこまでチェックされていたのか。また、書類関係を一応目を通されたのか、それとも全てそういうのは担当者の方にお任せしていたのか。その辺についてちょっとお話をお聞きしたいと思います。村上証人。

○村上証人 例えば、先ほど委員長がおっしゃったように、800平米の建物があるということをお話しいただきましたけれども、そういった800平米の建物というのがどんな建物なのかということも、想定もせずに多分判こを押していたんだと思います。ただ、浦戸にはノリとかカキをやっていらっしゃる方がいるので、大きな作業小屋があるということも十分承知しておりましたので、その800平米というのが、その具体的な数字はちょっとわかりませんが、大きな建物はあるんだろうという思いでやっておりました。以上でございます。

○志賀委員長 では、もうちょっと詳しくお話ししますと、例えば800平米の積算設計書があります。そこについている登記簿謄本は200平米という登記簿謄本がついているわけですね。そういうものを課長はごらんになって判こを押されたのか、それともいや何も見ないで、忙しいからみんな判こを押したのか。その辺をお聞きしたいと思います。村上証人。

○村上証人 結局、見たのか見ないのかという話になれば、見ていなかったということになると思います。見ているのであれば、ちょっとこれ違うんじゃないかという話をしますし、それは記憶にも残っていると思いますけれども、そういったところで、当然全部見ていないわけじゃなくて、見て、これはちょっと違うんじゃないかといって直してもらったのも当然でございますけれども、せっぱ詰まった状況の中で、見ていないのも随分あったのかなと。今にして思うと非常に反省点として感じております。

○志賀委員長 今、随分あったのかなというお話なんです、102件のうち20件あったわけですね。2割ですよ。だからもう、ちょっと範疇を超えているんじゃないのかなと。だってこれは大切な国民の税金を使っているわけですから。本当にこれでよかったのかなという、私

ども思いはしているわけですがけれども。まあ、一応、課長としてはできる限り見ていたと。

そういった中で見つけかねたということによろしいんですか。村上証人。

○村上証人 今委員長がおっしゃったように、102件の中で72件でしたでしょうか。

○志賀委員長 違う、20件。

○村上証人 120件のうちの20件。

○志賀委員長 102件のうち、20件が800平米近い建物があったわけです。

○村上証人 申しわけございませんでした。

○志賀委員長 その中に、20件の中に72件が隠れていたというところですよ。

○村上証人 そういったことであれば、今委員長がおっしゃったように、課長として至らなかったとは思いますが、一つ言いわけになりますけれども、我々、当時23年度の単年度事業だと言われまして、1,500近い物件をやっておりました。その中で漏れてしまったことは非常に大いに反省するべきところだと思いますけれども、そこら辺も事情をご理解いただければと思います。以上でございます。

○志賀委員長 我々が思っているのは、だから別に172件が、172件解体しましたよという報告を最初からいただければ何も問題はないんですよ。それが結局102件で、20件の中に72件が隠れていたというのが問題であって、それをそれぞれ解体したということであれば、解体しましたよ。そして、環境省は申請書類をこれとこれを出しなさいということは一切決めていないわけですから、その中で塩竈市として別に書類がなくても解体できますよという判断で解体ということはできたわけですから、殊さら書類がないから寄せ集めましたという理由が成立しないということを申し上げているんです。村上証人。

○村上証人 環境省のことをああだこうだというつもりはないんですけれども、確かに環境省は塩竈市が危険だと判断したら解体していいですよというお話をなさいました。ただ、その一方で、必要な書類というものがありますよということも言われておりました。その中には、半壊以上の証明書、それから登記簿謄本、それから本人の申込書、解体に当たっての同意書、そういった書類がないと認められませんよとも我々としては常々言われておりましたので、そういったところで担当者としては非常にその焦りがあったのかなと、今思えば思います。以上です。

○志賀委員長 今、課長がおっしゃった書類は、全て整っていますよ。物件。同意書がなければ解体もできないわけですから。だからそのところが、そのほかに必要な書類というのは、

印鑑証明だったり、身分証明書だったり、あとは抵当権が入っていれば抵当権設定者の同意書であったり、それから代人の場合は印鑑証明が必要ですよというようなことで、それでそうたっていないながら、ちゃんと解体した物件の中にも身分証明書がないのに、ただ身分証明書の台紙だけが張ってあって、流出して不明とか書いてあって、身分証明書だというふうに書類に添付されているわけですね。それで解体しているわけです。ですから、その基準が非常に曖昧なので、結局そういうものも別に申請書類として認めて、必要としていないのであれば、さっき課長がおっしゃった4つの解体申請書、大規模半壊の証明書ですか、そういった4つの書類だけであれば、72件の家屋はほとんどそれに該当していくわけですね。それで登記簿謄本だって必ず大体あるわけですし、それで固定資産で台帳にもみんなついているわけですし。ですから、そういうところからいって、寄せ集めをしなければいけないというところが、非常に理解ができないでいるわけです。

それで、もっと言いますと、この解体家屋の場合は先ほどお聞きしましたように、必ず調査をしているはずですよ。

○村上証人 はい。

○志賀委員長 家屋解体はね。その中で、それでは102件にいたしましょう。102件解体しました。それで、協議会から家屋調査の請求が上がってきているのは、先ほど伊勢委員が59というお話をしたんですが、私は一応、私も調べたら69件なんです。ただ、いずれにしても、59件であっても69件であっても、102件には到達しないんですね。ということは、102件の家屋調査をしていないということなんです、連絡協議会は。していれば請求として上がるわけですね。上がってこなければいけないわけです。そこのところをちょっと課長なりの判断でどういう説明をしていただけるのか。村上証人。

○村上証人 私としましては、適正にやっているという思いでやっておりましたので、今委員長が言われた、ここが違うんじゃないか、あそこが違うんじゃないかということに関しては、認識はしておりませんでした。

今、そういった指摘を受けたことに関しては、今、担当の者たちがきちっと対応しているとは思いますが、私としては先ほど来言いましたように、適切な処理の中で何とかやっていったんだろうなという思いでお話をさせていただきます。以上です。

それから、もう1点。先ほど4つの書類云々という話で、私は代表的なもの4つの書類をお話しただけで、委員長がおっしゃったように登記簿謄本とかなんとか、当然必要な求める

書類は添付された上でないとできないということをお話ししようと思ったわけでございます。

以上です。

- 志賀委員長 ですから、またじゃあ繰り返しますが、復興庁でも環境省でも、その規定はしていないと。各自治体にお任せしているということを言っています。そういうことで頭に入れておいてください。

それで、次です。先日、委員会として、72件に対して精算設計書、それから積算設計書、業務指示書、それから実施数量指示書、こういった4つの書類の提出を求めました。これは72件に対してです。その辺について、いずれにしろ、寄せ集めするにしても何にしても、この指示書がないとそのとき作業はできなかったはずですから、当然環境課のほうにその控えとして残っていてしかるべきものであるというところで我々としては請求させてもらいました。課長としては、これは残っているものだというふうにお考えですか。村上証人。

- 村上証人 解体指示をしたのであれば、指示書の控えみたいなものは環境課に残っているのが通常のパターンでございます。

- 志賀委員長 それで、ところが当局からの回答は、「連絡協議会に返還しているので書類がありません」という回答が来たわけです。何で連絡協議会に役所の書類を「返還」という言葉を使わなければいけないのか、我々は納得ができないわけです。本来役所の書類で、役所が本当は保管していなければいけないのに、返還したからないと。それで、連絡協議会にしたことは、我々委員会から資料提出の請求をしてくださいということなんですよ。これはどこまでも、役所が返還しているのであれば戻させて、役所が我々に提示するべきものなんです。なぜか100条委員会がその資料の要求をしなければいけなかったという、これも現実があるわけですが、これは一行政マンとしてどのように感じられますか。村上証人。

- 村上証人 率直に申し上げますと、わかりません。以上でございます。

- 志賀委員長 わからないと。わかりました。それで、今の4種類の資料を要求いたしました。ところが、出てきたのは、業務指示書と、あと解体撤去業務指示数量表というものが出てまいりました。積算設計書、精算設計書は、これは連絡協議会から出てきました。資料として。それで、積算設計書、精算設計書は手元にはないので出せませんという答えで返ってまいりました。

それで、この書類を見ますと、朱肉は真新しい朱肉で、業務指示書の市長印が押してあるわけですけども、先ほど田中委員もお話しありましたが、日付が一切ない。72件分です。業

務指示書の日付が一切ない。市長印が押してある書類に、ないものが、我々に提示されたわけです。この現実を村上証人としてはどのように感じられますか。村上証人。

○村上証人 日付がないということに関して、今お聞きしまして、通常……、解体指示書に日付がないということをございましょうか。

○志賀委員長 いや、業務指示書。市長名で判こを押しておる文書です。

○村上証人 であれば、通常は日付が入ってないということはないとは思いますが、私はその書類、ちょっと申しわけないですけども見ていないのでわかりかねますけれども、通常であれば業務指示書の場合には日付を入れてやるのがふさわしいのかと思いますけれども。

○志賀委員長 72件分全部ないんですよ。そういう状況。実際、村上証人が今担当でないですから、その辺のところは理解できないかとは思いますが、そういう形のもので環境課の中の書類が整理されていると。それで、その書類も全部真新しい書類ですね、朱肉も新しい朱肉が押してあって、3年もたっていればもう朱肉が沈んでいるのが、生き生きとしたそれこそ朱肉で押してあるわけで。そういうことが今、塩竈市役所の中で起きているというところをご理解いただきたいと思います。

あと今度は、浦戸ガレキ収集運搬のことでお聞きしたいと思います。

今回の浦戸ガレキ収集運搬については、浦戸ではガレキ収集運搬と危険家屋解体、それから一次管理仮置き場、この3つの業務が委託されているわけですが、これが同時進行という形で行われているというのが我々は資料記録簿提出でわかりました。その中で、ガレキ収集運搬に関してもですね、各社の作業日報を見てもですね、請求内容を見てもですね、瓦れき収集の場合は容量で積み込んで、何容量で運搬して幾らという契約になっているわけですが、そういう容量は一切各社の請求書には入っていないわけですね。それで、協議会からも収入は日報、月報をまとめたやつにはちゃんと積み込み数量と運搬数量が記録されていると。ところが、中には間違いが、記載転記ミスか何か知りませんが間違いがあったわけですが、最後の10月に至っては、積み込み数量が月間で1,000立米だったものが運搬が2,000立米運んだというような事実関係も直近になって明らかになったわけですが、そういった現実を村上証人は当時の課長として認識されていたのかどうかお伺いします。村上証人。

○村上証人 まず、ご説明申し上げたいのは、家屋解体とそれから仮置き場の管理に関しては、協定書に基づく単価契約、つまり仕事をした分だけをお支払いしますよという形で確かやっ

ていると思っておりました。それで、ガレキ収集運搬に関しては、これは通常の委託契約で、最初から金額等を決めて契約したのではないかなというふうに、うろ覚えなんですけれども認識しております。

そんな中で、通常であれば事業終了後ということがお支払いのパターンなのかなと思いますけれども、それでは余りにも当時の状況として業者さんにとっても厳しいということで、たしか何回かに分けてそのお支払いをしたというふうに記憶しております。以上でございます。

○志賀委員長 この契約は出来高払いということでの契約なんですよ、委託でね。毎月排出量がやっぱり推定量ですから、どこまでも実際に処理した量で精算していくと。これはやっぱり私、環境省のほうに行って確認しております。それで、出来高払いについては、余ったものは国に返していただくと、予算オーバーしない部分はということで確認しております。

それで、そういう中で業務を行われていたと。そういうことで、実際には数量が架空請求というんですかね、水増し請求というのか、そういったものが行われていたという事実関係があるわけですが、そういったことも先日の鈴木証人は「自分の間違いだ」というところで話をされていましたが、いろんなところでですね、実際に各社の請求内容、提出いただいた限りの中での精査をしていきますと、なかなか我々を納得させられる資料は出てこないのが現実なわけなんですけれども。

それで、今度は次に、浦戸のガレキ収集運搬のところですね、一応契約するのに仕様書を取り交わしているんですね。その仕様書の中身が、まず着手前に現地確認書、それから委託業務行程表、再資源利用計画書、再資源利用促進計画書、建設廃棄物が発生する場合は建設廃棄物処理計画書を提出することというふうにならうたってあるわけですが、結局これも我々委員会資料要求したんですが、この資料はありませんという回答が返ってまいりました。

そうすると、契約に基づいたこの仕様の締結というのは、結局有名無実になっているような感じもするんですが、当時の担当課長としてはこの辺はどのようにお考えでしょうか。お答えください。村上証人。

○村上証人 申しわけございません。今、そういったお話をいただいてもちょっと具体的にはわからないというのが率直なところでございます。以上です。

○志賀委員長 わからないというのは、記憶にないのか。それとも、そういったことがあったけれどもやっていないからわからないというのか、全くわからないというのか。どういうところなんでしょう。村上証人。

○村上証人 一番近いのは記憶にはちょっと今とどまっていないというところが一番近いと思います。

○志賀委員長 わかりました。ありがとうございます。では、本来はこういう仕様書というのは取り交わした場合に、履行すべきものなのか、履行しなくてもいいものなのか、そういう判断をお聞かせください。村上証人。

○村上証人 一般論で言えば、履行しないよりは履行するほうがよろしいかと思えますけれども、ただ当時の状況等、私も申しわけございません、本当に覚えていないので、だからどっちがいいんだと話をされてもちょっと困るところではございます。以上でございます。

○志賀委員長 一般市民から言いますと、役所というのは一応いろいろ決まり事に厳しくて、なかなか融通をきかせてもらえない場所であるというふうに認識しているわけですが、自分のことになると身内に優しい組織なのかなというふうを感じるわけですが、記憶がないということであればこれはいたし方ございません。

それでは、今度は有価物についてお聞かせいただきたいと思います。

有価物の越の浦の管理についてなんです、これはどのような形で管理をされていたのかお聞かせください。村上証人。

○村上証人 越の浦の仮置き場に関しましては、災害復旧連絡協議会に対しまして管理を委託しておりまして、そちらのほうで管理をしていただいたと。その中では、コンクリート、それから木材、金属という3種類、家屋解体に伴って発生したものをそちらのほうに収集していただくという形でお願いしていたというふうに記憶しております。

○志賀委員長 ありがとうございます。その際に、帳票類の発行についてはどのように取り決めをされていたのかお答えください。村上証人。

○村上証人 済みません、帳票類の発行というのはどういった内容でございましょうか。教えていただければと思います。

○志賀委員長 現場から排出されるスクラップ、それを越の浦に持ち込むわけですね。越の浦に持ち込む際のそういう搬入伝票なり、それと越の浦の現地での受け入れ伝票なり、そういったものの発行についてはどのように指示されていたのかお答えください。村上証人。

○村上証人 当時の記憶ですと、たしか毎月毎月搬入、台貫にのっていたわけではないので、何トトラック何台とかという報告だったような気がしますけれども、そういった搬入の報告と搬出の報告は毎月受けておったと思っております。以上です。

○志賀委員長 それは最初からですか、それとも途中からですか。村上証人。

○村上証人 記憶が曖昧なところもありますけれども、我々としては……、どちらだったかな。最初からだったような気がしますけれども。以上でございます。

○志賀委員長 わかりました。じゃあ、申し上げますけれども、我々は調査特別委員会ができた後に、青南商事さんに行って勉強して、その後最後に環境課のほうにお邪魔しました。そのとき、小山次長もいらっしゃいましたし、今の部長、あと村上課長もいらっしゃった。その中の話で、我々の質問の中で、そういった搬入の伝票はどうしていたのかということ質問したときに、「24年のたしか6月から7月までは何もありませんでした」と、「何も管理できていないんです」と。それで、その後一応4トントラック、ガラ1台、鉄1台とかいうところの伝票でもらっていましたということで、私もそれは見えています。後日です。だからそういうところでの管理しかできていなかったと。当然、重量に関しては何もやっていなかったということもそのときお話を聞きしてはいたけど、課長が余りのお忙しきでそういうところが吹っ飛んでいるのかもしれないし、一応そういう状況だったと。それで、きのう来ていただいた3人の業者の方も、「一切何も伝票はなかった」ということでお話しされておりました。

それで、またあとお聞きしたいのは、その前の証人で来ていただいた千葉鳶さんの回答の中で、有価物の発生量についてですね、「解体から出るスクラップの発生量は環境課で計算してもらって、その数字をもとに越の浦への搬入量不足を確認していた」という発言があったんですよ。「環境課でスクラップ量の発生を計算してもらっていた」という発言がありました。環境課で発生量の計算は、する方がいらしたのかどうかお答えください。村上証人。

○村上証人 千葉鳶さんでしょうか、その証人の発言が、どこら辺のことをお話ししているのかちょっと今ははかりかねるのですが、我々は例えば、コンクリートの建物ですと鉄筋が大きさによってこのぐらい出るだろうとか、それからRCというんですか、スチール、鉄骨づくりですと、この大きさですとこのぐらい鉄骨が出るなというのは、積算の中である程度はわかっているところでございます。以上でございます。

○志賀委員長 そうすると、環境課では積算の中でその数量はおおよそは把握ができていたという認識でよろしいわけですか。村上証人。

○村上証人 ある程度の数量というか、それも最初からやっていたわけではないのかもしれませんが、越の浦がいっぱいになりそうだということもありましたので、そこら辺はわか

るようというか、計算できるものはしていたような気がしますけれども、そこもちょっと定かではありません。以上です。

○志賀委員長 私が知る限りでは、この排出量の計算というのは結構大変みたいなんですね。それなりの専門知識がないと排出量の計算ができないというふうに認識しているんですが、それでは環境課の中ではどなたがそういう計算ができたのか、お答えください。村上証人。

○村上証人 どなたといいますか、家屋解体の積算をする中でそういったところも計算……、つまりそれを毎月毎月、今回はこのぐらい金属が出るからねというふうに報告、例えば連絡協議会に報告はしていないと思いますけれども、このぐらい出るというのは想定できる。例えば、いつだったでしょうか、25年か24年の末かちょっと忘れちゃったけれども、協議会の中で、大体このぐらいの解体であればこのぐらいの数量が出たのではないのでしょうかというふうに報告したこともあったような気がしておりますけれども、そういったところで担当の者が積算をして、それに何か我々も必死でしたので、インターネットでその係数というんでしょうか、ある程度の係数を掛けるとボリュームがわかるよというふうなことも学びましたので、そういった形で数値を皆さんにお示したこともあったかに記憶しております。以上です。

○志賀委員長 そうすると、その数字から追っていけば、塩竈市内の解体した物件からどの程度の例えば鉄スクラップが出るという数字は、当然そうすると環境課の中では把握できたと思うんですね。どうぞ、村上証人。

○村上証人 今もお話ししましたけれども、たしか25年の1月か……、そこら辺ちょっと済みませんけれども後で確認していただきたいんですが、協議会でたしか金属類の発生のご報告をしていたというふうに記憶しております。その中身で全体としてどのぐらいだとかという報告だったのか、例えば個々の業者さんがこのぐらいずつでしょうという報告だったのかは、ちょっと済みません、細かいところまでは忘れてしまいましたが、その有価物と言われる金属類の発生についてのご報告を一度した記憶がございます。以上でございます。

○志賀委員長 今の報告は協議会が出した資料であって、環境課が出した資料ではないわけですよ。はい。

○村上証人 環境課でつくって、産業建設常任委員協議会に報告したということでございます。以上でございます。

○志賀委員長 それで、そのときのあれでは、資料は環境課からもらったということで何か説明があったような気がするんですが、環境課としてそういったものを、データを把握、持って

いたという理解でよろしいんですか。もとになる数字を。もとの数字になる数字を環境課が持っていない限り、数字、データは出せないわけですよね。それをじゃあ、環境課は持っているという理解でよろしいんですか。村上証人。

○村上証人 委員長のおっしゃっていることがどこを指すのかわかりませんが、当初から例えば1,000件解体すればこのぐらいの金属類が出るだろうというふうに環境課が認識していたかという、それはしていないと思います。途中からいっぱいになってきたということもありましたし、きちっと管理すべきだろうということで、途中といたしますか、最終的にだったでしょうか。そこら辺、ちょっと済みません。曖昧なんですけれども、数量をまとめてご報告したというふうな記憶がございます。ですので、我々としては毎月毎月、このぐらい出るだろうという話等はしていないというふうに記憶しております。以上です。

○志賀委員長 一応、環境課ではそういうものを持っていたと。ただ、途中から出してたと、計算したと。そうすると、計算する気になれば環境課としては全部計算できるという理解でよろしいわけですね。さかのぼって。村上証人。

○村上証人 仮説のお話ですが、計算する気になればできるのかと言われれば、建物の大きさなり構造はわかりますので、ある程度の数量は、膨大な作業になってしまいますが、できるかと思えます。以上です。

○志賀委員長 それで、もう一度繰り返します。できる方はどなたですか。お答えください。村上証人。

○村上証人 当時、一度協議会に報告したときに、環境課のほうでやったときには……、誰だったかな。当然、家屋解体の担当者と、それから……。

○志賀委員長 私の問いに答えてください。

○村上証人 何人かでやったものでしたので、それをちょっと今思い出しておるんですけども……。派遣でいらしてくれた方、そういったところ詳しい知識があってやっていただいたような気もいたしますし、もちろんその当時の主務としてやっておった者も携わっておったような気がいたします。ただ、具体的にその金属類に専従でやっていたという者は、私の記憶ではないんですけども……。

○志賀委員長 じゃあ、結構です。

○村上証人 申しわけございません。

○志賀委員長 これ、誰彼できるものではないわけですから、そのところを具体的にお答えい

ただきたかったのですが。以上で委員長からの共通尋問は終了いたします。

では、次に発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

では、ここで暫時休憩させていただきます。開始は35分ということでよろしくお願ひします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時35分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員より発言の申し出がありますので、これを許可します。

お一人の尋問時間は、おおむね20分以内といたします。鎌田委員。

○鎌田委員 20分ということですが、時間がオーバーしておりますので端的に質問していきたいと思ひます。

先ほど、村上証人から回答がありました浦戸の仮置き場の発言の部分ですが、「協議会からの報告を精査して支払っていた」という回答があったんですが、どういう形でこの精査をして、その辺をちょっと端的にお答え願ひたいと思ひます。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 つまり、業務報告を受けますので、その中で何に対して幾ら、何に対して幾らという形で量的なもの、業務内容的なものが報告されますので、我々としてはそれを精査した上で確認するという形でございます。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、その中でいわゆる算定をして問題とするところはなかったということよろしいんですか。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 私は、担当の者から常々報告は受けておりましたが、その私の在任期間中に問題があると、つまり業務として問題があるという認識はなかったように記憶しております。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それからもう1点は、危険家屋解体に関する話です。流れとしては、調査を行って積算設計書を書いて、それから解体指示書を出していると。それで、実際解体が終わった後に報告を受けてチェックして支払っているという、大まかな流れはこうだったかと思うんで

すが、この中で「調査を行い」という、この調査をどういう形で誰が行ったのか。それをお答え願いたいと思います。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 調査に関しましても、連絡協議会のほうにお願いしていたというふうに記憶しております。ただ、後半のほうですと、非常にその業務が重なってまいりましたので、我々としてやったところも……、いや、違いますね。業務報告、家屋の調査に関しましては、連絡協議会さんのほうにお願いして、その後その内容を我々としてももう一度精査するという形にしておたと記憶しております。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 先ほどの委員長の問いの中で出てくるのですが、全部が調査を行っていたわけではないという形もありますし、あとは田中委員がおっしゃっている日にちが入っていない指示書もあると。こういったこととかは全部総合的に見ていくと、もしかすると、これは大胆な考えになるのですが、全部丸投げで協議会にお願いしていたということはありませんかね。ですから、実際市から出すべきものとして解体指示書とかありますけれども、これは後づけになっているというそういう流れになればですね、何か見えてくるといいますか、流れがああこんな感じかなというようところがわかってくるのですが、そういうふうに考えるのは考え過ぎでしょうか。それとも、全くこの先ほど述べたこの流れでいっていると。全部市中心でここからいっていると、指示も出されているという形でしょうか。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 丸投げという認識は、私、当時全くございませんで、きちっと我々としてその都度その都度内容を確認して、精査して、連絡協議会さんのほうにお願いしているというつもりで少なくとも私はおりました。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、指示書の中に日にちが入っていない。それから調査もしていない家屋解体があるということは、どういうふうに解釈すればよろしいんですか。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 先ほどもお話ししましたがけれども、そういったものがあったということに関して今お話いただきまして、まことに申しわけないなと思っております。私としては当時、全てのものをきちっとやっていたつもりでおりましたので、そこは本当に申しわけなかったなど

思います。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、チェックやら、先ほどの協議会からの報告を精査してというやつも、信頼性が揺らいでくるものではないかと私は思うんですね。ですから、チェックしていたつもりになっていたという、そういう表現になっちゃうのかなというふうに私は思うのですが。

そのほかにですね、25年1月に有価物についての産業建設常任委員協議会で報告というあれがあるわけですが、先ほどの回答もありましたが、これは多分24年11月の産業建設常任委員協議会で嶺岸前議長が発言した有価物の横流しやらそういった類いの話から出発していると思うんですが、それについてはそのときの産業建設常任委員会の委員長が、調査して報告しろという話になっているので、それが25年1月に出た資料なのかなというふうに思います。それでよろしいですか。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 たしかそういった流れだったと記憶しております。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 これについては、この前段で1時から、いや午前中ですか。きょうの午前中に部長さんにおいでいただきましてですね、いろいろ話をお伺いしたんですが、一応その算定をして、それでですね、実際の出た有価物か、それとの大きな隔たりがあったものと、乖離があったものをどうのこうのという話をされたんですが、それでその中で算定はある程度先ほど言われたようなことであると思うんですが、実際ですね……（「有価物」の声あり）何ですか。（「有価物」の声あり）有価物についての量については、どういった把握をされていたのか。そこがポイントになると思うんですが、それはどういう手法でその算定をしていたのか、把握していたのか実績をですね。そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 先ほどもご説明して、ちょっと言葉足らずだったのかなと思いますけれども、我々は有価物の量に関しましては、復旧連絡協議会、越の浦の仮置き場に搬入量・搬出量というのを報告を受けておりますので、それで把握しておったと。ただ、たしか25年1月のときには個々の家屋解体した業者さんの家屋解体の戸数とか、それから構造、大きさ、そういったもので大体このぐらい有価物が発生したんだろうなというのを報告させていただいたということでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 その中で、排出はわかるわけですよ、そこから出た分については。それは青南商事さんに出した分については、ちゃんと数量、それぞれの分類別に分かれて仕切票が出ていますので、それで把握できると。でも、その仮置き場に搬入された分については何ら把握するすべがなかったように思うんですが、それを中できちんと把握していたということになるんですかね。先ほど、きょうの、きのうですか、きのう証人に来ていただいているいろいろ聞くと、「伝票も何もない」と。多分、その同じ種類ぐらいといいますか、どこかにごそつと多分置くんだろうと思うんですが、おろしてそれで終わりだと思っんですよ。それからある程度分類しているというふうに私は考えるわけですけどもね。その中で、ただ置いただけでの数量把握というのは、細かな数量把握はできないと私は思うので、出た数量は先ほど言ったように青南からのあれでわかると。でも、仮置き場に入った分については何ら把握はしていないと私は思うんですが、それについてはどうお考えですか。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 先ほど委員長からもお話しありましたように、当初は全くといいますか、管理は途中からそういった形で、毎月毎月、何台分という形での報告をいただく形になったということでございますので、それ以降に関しては、入った量、出る量というのは報告があったように記憶しております。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 これについては、前段、委員長が質問して、委員長が話されたように、私も同じようにその特別委員会の委員でもあるし副委員長でもあるし、青南商事も行きましたし、環境課も行きました。足を運びました。それで、そういう説明を受けていて、最初は何もなかったということはちゃんと受けているので、後半にほんのちょっとそういった把握をしたというだけのことであって、実際の入りについては全然把握していないというのに等しいと思っんですよ。

そんなわけで、これをちょっと討論しても仕方ないので、ほかの人にも質問の機会を譲りたいと思いますので、これで終わりたいと思います。

○志賀委員長 ほかに質問は。菊地委員。

○菊地委員 私からもちょっと確認をしていただきたいと思います。

まず、浦戸の解体なんですけど、1件1件全部調査してやったのか、それともまとめてやった

のか、していないのか。お答え願いたいと思います。解体。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 浦戸の解体で調査をまとめてやったのかどうかということのお尋ねかと思いますが、けれども、先ほどもお答えしましたけれども、私のうろ覚えのところもあるんですが、私の認識では一つ一つやっているつもりでございました。というところが、今思い出すと正直なところでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 1件1件やったのが、ある日突然まとまって、寄せ集めという言葉になるんですが、その辺の状況が幾ら考えても理解できないんですね。これのやりとりをしてもいいですけども、ただ、その寄せ集めの物件の中に、本当に全部解体だったんですか。じゃあ、その確認をします。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 前の委員会でもお答えしたのではないかなと思いますけれども、我々は先ほど言いましたように、担当者が常にというか、毎日ではありませんけれども頻繁に浦戸に行って報告を受けておりました。その中で、これは解体がふさわしいというものに関しては解体をしていただきましたし、これはもう瓦れきとして処理したほうがスピード的には速いと。その中には当然所有者のお考えというのが一番大事にすべきポイントですので、そういったところも聞きながら、そういった個々の事例で対応していったというふうに、私は今は考えております。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 先ほど伊勢委員が、午前中かな、例を挙げて浦00019とか言ったんですが、私は本00010で言うと、この中の寄せ集めの中に明らかに流出、そして瓦れき処理というのが市で出した書類にあるんですけども、その辺の認識というのはどうすれば我々がいいんですか。公文書でこの解体の中に瓦れき処理というのがあるんですが、我々はこれをどう認識すればいいんですか。それとも、ダブって請求されているんですか。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 済みません、どのように認識すればいいかということに関して、私は手元に何もないので、そこはちょっと私もわかりかねます。それで、ダブって請求というお話も今いただきましたけれども、私はダブって請求はしていないというつもりで仕事はしておっ

たと。そこまでしか言えないというところが正直なところですよ。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 村上さんがダブって請求でなく、協議会がダブってしているんじゃないかなという思いなんです。というのは、我々議会、この委員会があるたびに、我々の声としては、支払い関係どうしたんですかと。そうすると、「協議会から請求書が来て、信頼に基づいてそのように払っていました」という答弁が当局からあったわけですね。しかし、我々の議員の声、意見とすれば、協議会が取りまとめたその請求書をちゃんと精査したんですかという問いをしているんですよ、何回も。しかしながら、当局は一切していないんですね。それで調査していくとこういう問題が起きてきているので、信頼関係、協議会との信頼関係で払っていたというのはいいんですが、議員との信頼関係はどうかかなと。その辺が、我々が質問してお願いして、市民のために市民から負託を受けてこういう調査をしてくださいますと、そういうものが、当局で一切その協議会から発注された業者の書類等、そういうのを一切見ないで、それで十分な事務手続と行政は考えているんですか、常に。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 我々としては、補正予算なり当初予算なりで皆様方にご提案申し上げて、それを議決いただいた時点で、市民の負託を受けた皆様でございますので、本当に貴重な財源として最高限度に有意義に使うべきものだというのは認識しておりますし、そのつもりでやっておりました。ただ、その中で若干……、若干ではないんでしょうが、委員の皆さんのお話を聞きますと大分間違っているようだというお話を今いただいておりますので、ちょっとそこら辺はなんなんですかけれども、最大限の努力をして効率よく間違いのなくやってきたつもりだというのが率直なところでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 前回の証人喚問で、市の職員の方が「個人で間違いをした」と、こう証言しておりました。間違いのあった数字の訂正とか、そういうものはいまだに当局から示されませんし、そのまんまで泣き寝入りでいいんですか、国民は。税金を払っている市民は泣き寝入りでいいのかなと、それが心配なんです。そして我々がチェックを果たすというのが、どこでチェックを果たせばいいのか。それが我々が悩むところなんです。確かに間違っただけで出たと。しかし、その間違っただけを当局は訂正も何もしようと……、いまだに来ていないんですよ。そういう場合は、市民とか国民は泣き寝入りをすればいいというのが行政の考え方

なのか、教えていただきたい。

○志賀委員長 村上証人、お答えできない、難しい……。できる範囲で。

○村上証人 私がいつの間にか当局を代表する形でのお話をするようになっておるようですが、先ほど言いましたように、我々としては間違いのない形で一生懸命やってきたつもりでございました。それで間違いがあったとすれば、それはきちっとしていかなくてはならないと思いますけれども、その個々具体的話に関しては、ちょっと私はわかりかねますので、申しわけございませんけれどもよろしく願いいたします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 具体的な例がわからないというんですけれども、ここでやってもいいのかなと思うんですけれども、別な方向をしますか。いっぱいあるので、本当に困っているんですね。

最初に戻れば、出来高払いということで間違いはないんですよ。いわゆる連絡協議会に浦戸関係で出した業務関係は、全部出来高払いというふうな認識でいいんですか。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 出来高払いというのが何を指すかわかりませんが、家屋解体とか仮置き場に関しましては、先ほども委員長の質問にお答えしましたが、協定書を結んでおりますので、協定書に基づきまして契約というか委託契約をしております。それはまさに単価契約でございまして、個々の事例についてこれは幾ら、これは幾らという形で報告を受けまして、それに対して精査した上でお支払いするというごさございました。

ただ、瓦れきの収集運搬業務というんですか、例えば道路上にあったやつを集めて処理していただくことに関しましては、その協定書に基づく単価契約ではなくて、最初から委託契約として金額を決めた形でたしか結んでいるはずでございました。例えば、じゃあ浦戸地区に関しては幾らなら幾らでやってくださいということは、もちろん我々としても内容を精査した上で発注するわけですが、その内容で例えば1億円なら1億円、2億円なら2億円でやってくださいということで契約をして、それを超えない範囲でお支払いするという形だったような気がいたします。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 今、そういった事例が出されましたが、じゃあそれが例えば精査して発注したものが、精査して発注するときに金額がやや多目になっていた場合、それはそのまま契約だから仕方なしにその業者に支払うということでもいいんですか。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 例えば今のお話でしたらば、1億円なら1億円で契約をしたとすれば、1億円を限度にお支払いする。契約として1億円となっていますので、1億円以上のお支払いはできないのが普通かと思います。以上でございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 では、精査をしたというけれども、それではその精算が間違っていた場合は、そのままの支払いで、1億円だったら1億円。それが例えば9,000万円のできるんでないかなというのがあるけれども、1億円を払うというのが役所の仕組みなんですね。

○志賀委員長 もう一回聞きますか。村上証人。

○村上証人 ご質問の意味がちょっと私、わかりかねるのですが、契約として1億円の契約をしたらば、1億円お支払いするのが通常かと思います。ただ、思った以上にふえた、減ったというのは、当時あったのかどうか、私はちょっとそこら辺は認識していませんけれども、そういった大きく数字が隔たったというのは記憶にないのが正直なところでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 最後にします。なぜ、浦戸関係で瓦れきの運搬だけがそういった委託契約というか金額を決めて、そういった契約をなされた趣旨は何だったのでしょうか。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 それは多分市内がそういう形にしていたからだと思います。そういうふうに倣って浦戸もやったという形だと思います。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 市内もしていたからということなんです、やはり私は逆に浦戸は島なので、本土と違っていろんな機材とかそういうものを使うからかなと思っていたんですが、市内も浦戸も一緒だという認識でそういう委託契約をしたということを今証人から説明を受けたので、ちょっとまたいろいろと環境省関係の発言とかそういうものを聞くと、違うんじゃないかなというふうに思いますので、それだけ提起して、私の質問は終わります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど、72件の資料を協議会のほうから出されたということで、委員長のほうから村上課長、参考人に質問がございました。そこで、私も念のために72件、一つは塩竈市のほ

うから環境課を通じて資料請求をして、ボックスとして提出されております。4つのボックスがありまして。それで、その中に例えば、1点の具体例だけでお話をさせていただくと、番号が浦00006というのがあるんですね。この方の関係であるんだなというのは確認しました。それで、一方で協議会のほうから72件出されたものの書類の中で、先ほど委員長が全て日付がないと。日付なしの書類は、私も一度そのファイルを見させてもらいました。実はその72件の中に、先ほどいった浦戸の000006と、名前を言っちゃうとまずいので名前は言いませんけれども桂島の方です。その方の一つは書類が協議会から出された資料の中におさめられていると。そこで確認なんですけど、100条委員会としてその資料請求をしたものが、本当の意味での解体の申請書類なのか。まずその辺から確認させてください。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 申しわけございません。個々具体の例に関してはわかりかねるというのが正直なところでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これはそういうものが提出されております。1個1個ずつ質問しても、そういう答えだろうなということで具体的な事例を述べました。ということは、つまりはその協議会から提出された72件の書類で日付もなし、それからしかもこちらの浦戸の危険建物解体の102件と言われておりますが、そのファイルと同じ中身が出されているというのは、私どもとして資料がこちらの議会の旧控室のほうにございますので、改めてその辺の確認をさせていただいて、どっちが正しいのかね。塩竈市が出した、環境課が出したものが恐らくは私の感触としては、解体申請書としては整っておりますし、それからその同意書、業務指示書も載っていますし、それから解体申請をした方の印鑑もちゃんと押されていますので。これは明らかに公文書として成り立っているものだというふうに私自身は判断をするところであります。これ以上論を進めても、わからないというところでの答えですのでこの点にとどめておきますが、事実はそういうものも含んだ72件の協議会からの書類が出されていると。しかも、同意書は協議会からはコピーです。やっぱり同意書は本物でなければならないはずですね。そういうことも含めて、その辺の確認はさせていただきます。

あと、先ほど最後のところで、環境課のほうで、解体にせよ、それからあるいは先ほど言った運搬業務にせよ、有価金属ですか、一次仮置き場のこの文書の作成。これは私が見た限りでは、起案は前回及びした鈴木孝至さんだというふうに認識しているんですが、それでよろ

しいのかどうか確認させてください。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 伊勢委員が確認なさったのであれば、そういうことだと思います。私は個々具体の例はちょっとわかりかねるというお答えをずっとしておりますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 一応、例えば前回出された「その15」という資料の中にも起案が載っております。例えば運搬業務に関しても、当時の起案の文書が載っておって、例えば7月分ですか。その資料15のところ、253ページのところで……、こういうのがございます。

○志賀委員長 そこに資料がありますから見てください。「その15」。

○伊勢委員 それで、資料として瓦れきの運搬業務のところの文書で例えば253ページ。こういうところに、例えば載っております。大丈夫でしょうか。「その15」というやつです。

○志賀委員長 ありましたか。

○村上証人 15ですね、はい。

○伊勢委員 そのページの例えば一つの具体的なやつですが、ページ数で言うと起案文書ですので、ちょっと待ってくださいね。

○志賀委員長 伊勢委員、その部分は100条のほうに触れていないので。

○伊勢委員 これはね、ああそうか。前段のやつね。一応そういうものの関係で起案という形で言いますと、前段その証人として呼び出した方が起案書、起案文書としてつくられていますが、そうするとその点については、村上証人はわからないという答えになるのでしょうか。全て通じて。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 先ほどの委員長のご質問からもございましたけれども、誰が起案したとか云々じゃなくて、それは私、課長として個々の業務を皆さんにお願いしているわけですので、今例えば先ほど伊勢委員がおっしゃったように、鈴木孝至証人でしょうか、が起案した、かかわったということが、何か具体的に問題につながるのかどうかをはかりかねるのですけれども、そこら辺はどういったことになるのでしょうか。私としては、どなたであろうと、環境課としてやっていったと私は思っておりますけれども。そういうお答えではだめなんですか。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私どもとしては、先ほどの委員長の主尋問の中で、なかなか具体的な、どなたがということに対してなかなか確たるお答えがなかったもので、例えばということで起案を進めている方もひとつそういうことで、やはり起案文書がなければ物事は発しませんので、その辺の意味合いも含めて確認をさせていただいたということです。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 私のほうからも質問させていただきます。

そこに、25年5月1日の市議会全員協議会資料というのがありますかね。

○村上証人 ナンバーは。

○田中委員 ナンバーはないんです。5月1日の。

○村上証人 あります。

○田中委員 ありましたか。その1ページ目なんですけれども、ちょっと大事なことなのでお聞きしたいのですけれども、浦戸の管理業務をするときに協定締結前にお金を払った、お金をやった……

○志賀委員長 委員、これは全員協議会資料。

○田中委員 だめなの。

○志賀委員長 ええ。（「外部資料」の声あり）

○田中委員 ああ、そうか。だめね。ああそう。じゃあこれ、あと出てこないもんな、資料が。じゃあ、その資料をまず見てください。

何を言いたいかという、私が聞きたかったのは、管理業務を委託した契約はいつごろだったのかということです。災害復旧連絡協議会は、市長だの3月12日にしたとかと言っている、それはこれでいいんですけれども、浦戸のやつを管理業務するとき、どのぐらいの日付で契約というかやるべという話になったのかということを知りたいんです。浦戸の管理業務ですよ。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 まことに申しわけございません。本当にいつの時点で契約したのかということに関しては、もう私、資料も本当に4年間も見ておりませんので、資料といえますかその書類等ですね。ちょっとわかりかねるというのが正直なところでございます。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 何でそういうことを聞くかという、浦戸の管理業務を6月分から払い始めるとい
う、7月分から払っているんですよ、請求が上がって書かれている。それで、6月分は協定
締結前の作業だと言われているんですよ。文書で、市役所の文書ですよ。それで、その6月
分に搬入台数月に2,727台いったというんです。そして、運んだのが3,600トンだと。そいつ
の単価が何ぼなのやというとなら3,600万円しかない。それで次、その浦戸の12月分。1億301
万5,500円払ったときは、搬入台数が732台で965.66トンというデータなんですよ。どこに単
価があるのかなと思ったものですから、この資料が間違っているかどうか私にはわかりませ
んけれども、そういう資料が私どもの手元にあるものですから、どういうものなのかと。あ
なたが課長のころにつくられたはずなんですよ。それで我々に提出されてきたものなんです。
それで、災害復旧連絡協議会とその浦戸の管理業務をやるときに、一次仮置き場ですよ。
そのときに、どういう契約になっていたのかなというのが私が知りたかったことなんですよ。
どうして6月でできなかったのか。6月が協定締結前なのか。そういう日時というのはい
と大事なのかなというのを私がきょう感じたことなんですよ。始まりがわからないんですよ、
これ。いつも。この業務でこの特別委員会から100条委員会、いろんなことをやりましたけ
ども、この起点がわからないんですよ。始まった、立ち上がった時期。

そしてもう一つ、このときの分析を申し上げますと、この資料が間違っているか間違っていな
いかわからないから言いますよ。野々島と寒風沢に2,727台、車が動けるのかと、1カ月で。
搬入するのに。10台動いてトラックを動かすのはいいんですけれども、それを10回やっ
たら100台になるんでしょうけれども、そのくらい野々島と寒風沢で動かせたのかなとい
うのが私の感想なんですよ。そういう数字なものですから、ちょっと奇異に感じているん
ですよ。だからそういうことをちょっとお聞きしたかったんですよ。今までいろんな資料があるん
ですよけれども、そういうことで、どうしてこういうことが起きるのかと。だから本当に管理を
きちんとされていたのかなというものの一つの例証なんですよ。そういう意味でお聞きし
たんですよ。わからないのであれば結構です。いいです。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 協定前に管理業務を委託しているという経過につきましては、済みません、ちよ
と本当に私としては今の時点ではわからないというお答えしかできません。

あとまた、野々島と寒風沢、車が多いんじゃないかというご質問かと思えますけれども、私
も何度か行く中で、本当に台船というんでしょうか、そういった中で多くの車が浦戸に、ダ

ンプカーといんでしょうか、そういった車が行っているというのは認識しておりました。ただそれが月間ですか、月として何千台と、1日に何台で何十往復で何台ということであれば、何千台という数字になるのかなとは思いますが、今改めてちょっと数字が大きいかという話をされると……、ちょっと私としてははかりかねるというのが正直なところでございます。以上でございます。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 どうもご苦労さまです。私からも質問させていただきますが、1点だけ質問したいと思います。

前段、職員の方の証人尋問の中で、会計のところには支払いの伝票といいますが、相当重なっていたと。これは業者の方への支払いがおくれていたということから出てきた問題から始まったようではありますが、何で精算できないのかと思って行ったら、会計のところにはその資料がたまっていたと。それではどうすれば会計を通すことができるのかということで、その方を初め課内でいろいろ相談をしたその結果、相談をして、そして会計を通すことができたというふうに言っているわけなんですね。それは何かというと、考えようによっては寄せ集めの云々と言われている件かなというような感じもするのですが、それについて課長はその当時携わっていたと思いますので、その内容について少しお話を聞かせていただければと思います。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 支払い業務につきましては、確かに会計にも大変ご迷惑をおかけしておりました。家屋解体、先ほども言いましたけれども、23年度だけでも、家屋だけじゃないですけども1,500近くの解体をして、その支払い、つまり1,500件の支払いがあったわけでございますし、そのほかに仮置き場の維持管理だ、そのほかの何だかんだという形で毎日のように会計課のほうにはお伺いして書類の支払いをお願いしておりましたし、いつとも早く業者さんのほうに支払ってほしいというお願いもしておりました。それは業者さんにとっても大変な思いの中でのお仕事をしていただいておりますので、いつとも早くやらないと資金繰りが追いつかないという声もいただいております。ですので、早く支払ってほしいという思いですとお願いはしておりました。

ただ、そこで書類がたまったのかなとは思いますが、だからといってまとめて云々というのは私の中では認識はございませんでした。以上でございます。

○志賀委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 実は、過日の証人尋問がされたときに、会計さんのところにたまっていたので、どうすればそれができるのかと、支払いができるように早く会計さんから処理してもらえるのかということで課内で相談したというふうに私は受けとめたわけです。ですから、それは業者の方に支払いをしていないから早くやってほしいというのは当然のことですし、それは通常にやっていると思います。ただ、そのことが一つの問題があって、やっぱりそこが支払いできないガンになっていたのかなと。そのガンとは一体何ぞやというのを村上証人のほうから前課長としてお話ししていただければということで今質問しているのですが。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 会計に書類がたまっておったというのは、先ほども言いましたように私も報告を受けておりましたので、会計にも非常に迷惑をかけているなという思いでおりました。ただ、それがだからどうだということには私の中では認識としてはなくて、何とかひとつ処理を早急をお願いしたい。その会計のほうになぜたまっているんだというので、書類的にちょっとそろわないところがあるというのは聞きましたけれども、それがそれ以降の何かに結びつくという思いではおりませんでしたので、そこら辺はご了解いただければと思います。以上です。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。志子田委員。

○志子田委員 では、私は1点だけ村上さんに聞きます。

この72件の寄せ集めのことなんですけれども、それで課内でどうしようという議論の中でどのように決めたということですが、そのときの当時の村上課長さんのほうから、こことこことことをやると800万円ぐらいになるからと、具体的にそういう指示を出したか、出さなかったか。その件だけ1点聞きます。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 先ほどもお話ししましたがけれども、私、そういったまとめて解体云々ということに関して指示を出した記憶がないのでありますので、そこら辺は、じゃあお前は何をやってたんだという話をされると非常に困るところではあるんですけれども、今にして思えばそうせざるを得なかったのかなと思いますが、当時としてはまとめて解体云々というのは、認識としてはなかったというのが正直なところでございます。以上です。

○志賀委員長 ほかにございませんか。菊地委員。

○菊地委員 今のその会計関係のことなんですが、それは支払いが滞ったかどうか存じませんが、その寄せ集められたというのは、もう早い時期からの作業指示に出ているんですよね。先ほど委員長が言った20件中、800万円という、大体支払いが800万円台のお金というのがね。だからもう、支払いがおくれるおくれのない以前の問題に、もう環境課でか、それとも連絡協議会のほうかで、そのいわゆる解体の調査をお願いしてやった時点でもう決まっていたんでないかなと思うんですけれども、ですからそういった中でちゃんと精査したんですかというのが我々の聞きたいところなんですが、もう一度その20件に対して、寄せ集められた20件に対しての精査というのは本当になされたのか。写真もない、何もない。そういうのがありますし、あと先ほども言いましたとおり罹災証明には流出とかと、そういうのはいっぱい書いてあるんですよ。それが何で解体なのという、そういう疑問がありますので、その辺を明快に答弁できるのであればしていただきたいと思います。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 これも先ほど来の繰り返しになるかとは思いますが、個々具体の事例に関して私としては、今すぐお答えできないことが歯がゆい思いでおりますけれども、まとめ解体云々に関しては、そういった経過は、これも先ほど言いました。今思えば、それをせざるを得なかったのかなと思いますけれども、そこはちょっと認識が欠如していたということでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 この問題が本当に私は大変な問題だなと認識しているんです。例えば、個別的な事案とってなかなかお答えできないというんですけれども、野々島関係だと流出されてあそこのじゃないよというのも、この行政から出された資料の中には解体となっているのが多々あるんですよ。それを我々がどこでそういうのを結着つけばいいのかなというのが私たちの考えであって、ですから解体指示なり瓦れき処理を協議会に指示した時点で、協議会でどのようにその積算というか、そこまで出してきたと思うんです。それをまとめて作業指示というふうに出したと思うので、その部分で間違いがあったんでないのかなというふうには思いますので、それが間違いなくやったというのであれば、では流された、流出したものをどうしたんですかと、解体なぜするんですかと聞きたくなるのが当然だと思うのですが、その辺のお答えをお願いします。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 これも先ほど来の答弁の繰り返しになりますが、私としては今の今まで適切な作業を進めていたという思いですとおりますので、個々委員から今、こういうふうになっているんだ、ああいうふうになっているんだと言われると、非常に戸惑うばかりでございますけれども、適切に家屋解体の物件に関しては解体を、瓦れきとして処理すべきものは瓦れきとして処理したという思いで正直おりました。以上でございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 適切に処理したと言い切るくらい、よかったなと思いますけれども、ただ我々からおかしいですよと疑義が持たれたものを再調査するという、そういう意図は全然なかったのかどうか。それだけ聞いて終わります。疑義を提案されたものが、行政としてそれを確認する。そして、いやと、こういうわけで間違いがありませんでしたよという証明するような調査というのはされたのかどうか、それだけです。

○志賀委員長 村上証人。

○村上証人 私のお答えできる範囲でお答えさせていただければ、例えば先ほども言いましたけれども、有価物の取り扱いについて議員の方からちょっと確認したほうがいいんじゃないかというお話をいただいたときには、確認させていただいて直近の産業建設常任委員協議会に報告させていただいたというふうに認識しております。そういった形で、私は環境課長として皆様から疑問を挟まれたところには対応してきたつもりでございます。

ただ、それ以降のことに関しましては、私としてはちょっとお答えしかねるというのが正直なところでございます。以上でございます。

○志賀委員長 以上で村上昭弘証人に対する尋問は終了いたしました。

村上昭弘証人には、長時間ありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。

〔証人退室〕

暫時休憩いたします。再開は15時35分といたします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時35分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

嶺岸淳一君の証人尋問を行います。証人の入室を求めます。嶺岸淳一君。

〔証人入室〕

証人におかれましては、お忙しいところご出席くださりましてありがとうございます。本委員会の調査のため、ご協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨お申し出願います。それ以外には、証言を拒むことはできません。もしこれらに正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

一応、以上のことをご承知になっていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立願います。

まず、嶺岸淳一証人に宣誓書の朗読をお願いいたします。嶺岸淳一証人。

○嶺岸証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成27年6月16日、嶺岸淳一。以上です。

○志賀委員長 それでは、宣誓書に署名押印願います。

ご着席願います。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を越えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問をしているときは着席のままでよろしいですが、お答えの際はご起立の上発言願います。

各委員に申し上げます。本日は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が調査する事件に関する重大な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力お願いいたします。また、各委員におかれましては、証人の人権に留意の上ご発言願います。

これより、嶺岸淳一証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、嶺岸淳一証人にお尋ねいたします。

あなたは、嶺岸淳一君ですか。

○嶺岸証人 そのとおりでございます。

○志賀委員長 住所、職業をお述べください。

○嶺岸証人 住所は塩竈市宮町でございます。職業は市議会議員でございます。

○志賀委員長 次に、委員の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。お一人の尋問時間は、おおむね20分以内といたします。鎌田委員。

○鎌田委員 私のほうは、特別委員会で何度か証言を求めていたのですが、回答がなく、きょうになってしまいました。参考人ではなくて、証人としておいでいただきましてありがとうございます。私のほうからは、今まで聞いたことについておさらいといえますか確認していきたいというふうに思います。

まずその前に、嶺岸証人のいわゆる座右の銘とか、できればモットーないしは信条あたりを述べていただきたいと思います。それに、議員になった動機についても答えられるのであればお答え願って、その次に質問に入りたいと思いますがいかがでしょうか。

○志賀委員長 ちょっと委員。質問事項がありませんので、その点は。

○鎌田委員 じゃあ、早速質問に入らせていただきます。

今までの特別委員会で質問してきたことではありますけれども、まずはこの協議会の設立について、経緯についてお聞きしていきたいと思います。

この特別委員会の設置は、25年5月12日に議会報告会が開催されまして、その折にいろいろとこの瓦れき処理の関係で質問を受けまして、そこでもう回答されていることなんです、この中でこの当時議長であった嶺岸証人については、質疑の段階で、質問の段階でこういった回答をされているんですね。「私たち、今まで災害協力隊のメンバーに対し、何を今まで恩返ししてきたのか。例えば雨降るたびに、結局その人たちがずぶぬれになりながら水をかいてもらっている。その協力隊でございます。2つあるんです。建設協会と協力会と。これを1つにして、その36社にまとめてやってほしいという議会からの要請もしました」という、こういう発言をされているんですね。それで、実際この協議会の設立に関しては、5月20日ごろということでこの特別委員会で確認をしております。それは、実際の締結は20日ごろではあるんですが、震災の翌日から、3月12日に締結したという書類になっています。

嶺岸議員がここで言われている「議会からの要請もしました」という発言をされているんですね。それで、私はその何もない形でここでこういう回答が出てくるというのは、皆さんびっくりした話なんですがああ場ですね、でも何もないところでこういう話が出てきかないというふうに思うんですよ。私も副議長になっていろいろと見ますと、やはり市当局からいろいろと相談もあると。この中では、議長団に相談があつて、その相談に対していろいろ応えてきたことが、このときの報告会でこういった回答になったのとは違うでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 当時は、私は副議長でございました。ご存じのとおり、佐藤貞夫先生が議長でございました。あの混乱の中で、どういうふうに関わり処理、道路の処理を持っていったらいいか。あるいは議員の招集をどうしたらいいかということ二人で相談した経緯があります。その中で、議場で使えるのは、この本会議場と議長室だけでございます。あとは全部避難者の立場で、パソコンも何も使えない状況の中で、そして連絡、本部の中で口頭で雑談的ではございましたけれども、議長が「こういうふうにしたらどうですか」ということで、議長団として、「それじゃあ、そういうふうな方向でやったらいんじゃないでしょうか」とご提案申し上げた話し合いのことでございます。何も私はうそも何もついておりませんので、何かうそつきだ、うそつきだと何回も言われているようでございますけれども、私は心から

市民ために、市民の負託に応えられるような議長、副議長として、一人を大事に、そして塩竈市の復興を思い、一生懸命それこそ不眠不休ということがありますけれども、避難所において水を運んだり、足をけがしながら、破傷風にかかりながら、一生懸命頑張ってきたような状況でございますので、それ以上の中身については覚えがありませんのでよろしく願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私がお聞きしたいのは、「議会から要請もしました」と言いますが、これは要請をしたんでしょうか。そこをお聞きしたいんです。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 それは、口頭の中で話し合いの中で言ったということでございます。だから、要請したものならば要請になるのか、口頭で言ったことが要請にはあたらないのか、その辺はよくわかりません。でも、その後立ち上がってきたというのが事実でございます、協議会が。以上でございません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ここで議会側から要請したということはですね、議員の総意でないと要請できないのかなと私は思ったりもするのですがね。とりあえずはそういう要請をして皆さんに報告するとか、この時点で、25年5月12日の時点では、みんなこれを聞いてびっくりしたわけですね。そんなの一度も聞いていないよと。それをなぜ、そういうふうに皆さんに知らせなかったのか。その辺をお聞きしたいのと、もう一つは次の質問にこういったことを回答されているんですね。「議会側から要請したのではなく、協議会側からそういうものをつくって、そして議案として議会側に上がって、そして委託業務をしますよとって可決した議案でございます」という、今言われたのはちょっと話が違いますが、これはどういう言い回しですかね。「協議会側から」というふうに出てきていますよ、これは。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 ちょっとその意味は、私はわかりかねます。ちょっと覚えがありませんので。ただ、言ったことは、そういうことしか言っていませんので、多分何かの勘違いなのかどうか、よくわかりません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いやまあ、勘違いも何も、今は忘れたというのはそれはいいんですが、この時点で

はこういうふうにちゃんと正確に読ませていただくと、「議会側から要請したのではなく、協議会側からそういうものをつくって、そして議案として議会側に上がって、そして委託業務をしますよ」といって可決した議案でございます」。この可決は、そんなのは上がっていないので、議案は上がっていないので可決はしていないんですよ。ですからこれは全くの、言っていることがちょっと違うわけですね。でも、この中で協議会側から要請があったということになっているんですが、これもやっぱり記憶にないということなんでしょうか。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 済みません、わかりません。

それで、私がきょう証人として呼ばれたのは、……

○志賀委員長 質問にだけ答えてください。

○嶺岸証人 いや、質問はだつて、協議会……。委員長、質問の内容が違うんじゃないですか。

（「違う」の声あり）質問の内容が全然違うことを鎌田委員は言っているんですから、答えようがないわけですよ。通告は、協議会の中身についてどうなんですかという質問なんですよ、通告は。まるっきり違うんじゃないですか。こんな失礼な話はないですよ。以上です。

じゃあもう、協議会についての質問をしてください。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 これを委託といいますか、一手に引き受けたのが協議会であつて、この協議会の設立はこれの根幹をなす話で、私は先ほど言ったように違うという話ではないと思います。では、話を違う方向に持っていきたいと思います。

再三、私が質問させていただいたのは、24年11月末の産業建設常任委員協議会での当時嶺岸証人は議長だったころの発言です。この中で協議会での中身、会話を、会話といいますか、会議の内容だと思うんですが、発言されていると。それで、まず当局に、有価物を横流している者がいるという、そういう内容の話なんですが、これはどこの責任かと始まって、市当局、きょう来られた村上課長、それからそのときの部長に回答を求めている話の内容ですが、そういう発言はなされましたか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 これ、全員協議会の内容をまず、中に入る前に協議会とはなんだと。これは非公開の立場で、当局から意見の交換の場として、そしてその意見の中の認識とそれから内容を高めるための話し合いの場でございます。だから非公開になっておりまして、そして議事録も

とらないと。こういう内容の中で、やっぱり一市民から相談を受けたことについて、これは大きな問題だなと思ったので、確認する意味で、中身はどう言ったかはもう大分前の話ですのでわかりません。精査することもできませんので。

それで、そこに疑念があるかどうかだけはちょっと覚えているんですけども、一市民のそういうような声が大変な大きな問題になりかねないんじゃないですかと。だから当局に対して精査をすべきでないですかという意見を言った覚えは、うろ覚えには思っていますけれども、それ以外はわかりません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 あのときの産業建設の常任委員長も、これはちゃんと調べて報告しろというふうにも言っていますし、今証人が言われた内容についても話があります。その中で、広範囲にわたってまして、協議会での会話もありますし、自分がその有価物の横流ししている分を見に行ったという発言も中に入っています。そして、それも知っていると。それで、いろいろ話を聞くと、俺だけじゃない、みんななんだという話になっているんですね。そんな話で、そういったことが、市民から相談があったやつが、そうたやすく忘れるものではないんじゃないかと私は思うんですが、そういったことも記憶にないということでしょうか。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 私は証人に呼ばれております。間違えて答えたら大変な問題になります。なぜ私がここで証人として呼ばれなければいけないのか。これも疑念もありますし、またお答えする立場でもないんじゃないかと、そういう非公開の会議の場所を。結局私は、市民あるいは市の負債にならないように何とかそれが解決できるほうに、いいのか悪いのかはよくわかりませんが、そういったことを言った記憶がございまして、それ以外は何も覚えていません。大分前の話でございますので、精査するすべもありませんので。それで、何回も何回も議会があるたびに、こう言った、横流しした、ああしたこうした。これは非公開の場所で話したお話です。その市民を守るためにもそういうような具体的なことは言わないでいただきたいと、私はそう思っております。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私は全く違う話ではないかというふうに思いますね。いわゆる非公開といいながらも、その中には部長、課長が集まって、その中に産業建設常任委員協議会の議員さんもいらっしゃるわけです。そして、傍聴していた議員もいらっしゃるわけです。そんな中での発言

で、それが非公開だからどうのこうのという話ではない。何を言ってもいいのかという、そういう話では私はないと思うんですね。現実には私たちが聞きましたし、何度も聞きました。聞き直しをしました。いや、私たちは聞き直しをしました。聞きたくない人はいるのかもしれませんが、私たちは何度も聞き直しをしました。記録もとりました。ペンで走らせて。その中で、やっぱり横流しをしている業者がいるんだということなんですね。それを、議長たる人がそういった発言をしておいて、非公開だから関係ないやという話はちょっとおかしい話であって、本来はそういうことは、横流しをしているのであればいわゆる窃盗かなんかの入ることになるわけですよ、普通は。それであれば本当は、いわゆる極端なわかりやすい表現をすれば、泥棒を見逃しているということになりますよね。実際、その中で会話の中で、「見に行った」と。「自分も見て、話してきた」と。そういうふうにちゃんとそこの中に入っているわけですけども。どういうふうにそれは解釈すればいいんですか。当時の議長であって、それはただ普通の……、普通の議員ということもないですけども一議員ではないと私は思うんですが、幾ら非公開といえども、それはそういったことを話されたのも忘れた、それからその見に行った人も、実際見に行つて話をした人も、名前も忘れていくということではないんですか。どういうことでしょう。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 それ以上私は言うつもりもありませんし、間違つて言つたら大変でございますし。見に行ったのは確かでございます。現場に行ったのは、越の浦の現場と、それから新浜の現場と、それを見て、見てもらつて、何ともないと、異常もないと、危険もないということを確認しました。その後、青南商事に行きました。それで説明もされましたけれども、そこも大丈夫ですよということで安心して帰つてきたということでございます。何か勘違いしているんでないでしょうか。それ以上はわかりません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そういうふうに言われるのであれば、この間の特別委員会での音声のデータを資料請求しましたが出せませんでした。この100条委員会では出せるんですね。ですから、100条委員会でのデジタルデータを証拠書類として提出をして、それをみんなで聞けばわかる話ですが、そういうふうにしたいと思いますが、それでもそういうふうな回答なんではないでしょうか。その中では、自分が現実に見に行った話をしてきたという話をされているんです。それでもそういうふうにお答えするのであれば、最終的な手段としては資料請求をしてそう

いうふうにしたいと。皆さんでそれをちゃんと情報を共有すればわかる話ですから。いかがでしょうか。

○志賀委員長 一応、証人に尋問する場ですので、尋問という形でやってください。

○嶺岸証人 何か履き違えているんじゃないかと。私、最初に言ったでしょう。法的根拠がない会議でございます、協議会は。非公開の場でございます。事前審査ができないんです。そういう中で、市民のことを守れるお話というのは、この秘密会議しかないんです。だから非公開なんですよ。そこで確認し合うと。それを公にしない、テープを起こさないというのが原則です。それがどういうわけかテープを起こしてしまったのか、テープを聞いたのか何かよくわからないんですけれども、そういうふうになっているはずですよ。だから、資料請求とかなんとかというのはおかしい話であって、またそういうことについて私のほうから意見することもないし、はっきりとは覚えていませんので、それ以上のことはお答えできません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 これは繰り返しになりますけれども、非公開といえども皆さんそれぞれの立場の人たちが参加しての会議でございます。それで、その中で市民を守ると言いましたが、その先ほど言った市民を守るといっているのはどういうことですか。その横流ししている人を守ることですか。私はどうもそういうふうにとれるのですが、どうしてそれが、市民が、一般の市民に傷つけることになるんですか。私はそれはちょっと疑問だと思います。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 私が言っているのは、市民の方が心配されて、議長という立場の人間に対して、「こういう問題がまちの中でうわさになって流れていますよ」と。「ぜひ精査していただけないでしょうか」と。そのときは、その本人は名前も何もわかりません。初めて会った人ですから。そのときに、「じゃあ、議会でできるのは協議会の場しかないんで、そのときに確認をさせてもらいます」というお話をして、やったわけです。それだけでございます。そのときに、「答えは委員長のほうにお答えください」と。こういうことだけしか言っていないので、中身はどういうふうに言ったかわかりませんよ、中身については。それしか覚えておりませんのでよろしく申し上げます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 話の内容が、例えばこういうふうに聞きましたよと。これはこういう事態なのでどうですかねという話だけであれば、そういった道理で済むと思います。でも、本人が現実に

その現場に行って見てきたと。話も聞いてきたという話をその中でされているんですね。そういう話がないならわかりますよ。誰々さんから、市民からこういう話を聞きました。こういう事態でしたという状態で、だったらそういった論理は成り立つが、自分で見に行っていると。そういう話をされています、ちゃんと。話もしてきたと。これはみんなだと言っているということをちゃんとその中で述べているんですね。それはちゃんと記憶にないんですか、それは。先ほど見に行ったというふうに言っていますが。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 私が見に行ったのは現場でございます。越の浦の処分場と新浜の処分場と青南商事に行ってお話を聞いてきたということでございます。ただそれだけでございます。業者の方とは一回も会っていませんので。会った、会ったと何回も言っているようではございますけれども、会っていませんので。

○志賀委員長 ほかにございませんか。田中委員。

○田中委員 じゃあ、私のほうから協議会について、あれをちょっと質問します。

嶺岸議員の証人喚問について、当事者でない方を呼ぶのに私は疑念を持っています。今回、ここで質問したいために賛成しました。なぜそのようなことをしたかということ、協議会というのは法律的には事前協議に当たるとしております。この協議会の存続、この会、100条委員会でこういうことを言い合うことが、これから市当局と議会が協議会を開くことに多少のとげができたと思っております。なぜかということ、法律的には事前協議できないことになっております。そして、……

○志賀委員長 質問をしてください。

○田中委員 ちょっと待ってください。ちょっと言わせてください。先ほど言われたので。それで、この質問をついているんですよ。非公開の場のものを、議事録をとらなくて、テープを起こさない。どうしてそれが議員たる者でも聞けるのかということなんですよ、私は。非公開のものを聞くということは、ルールを破るということです。ルールを破っていいことはいんですよね。やはり議員たる者、ルールを守るべきだと思っております、私は。やはりそういうルールを守っていくと、いろんなルールがあると思うんです。議会だって。そのルールを守っていくことが大事だと思います。

それから、もう1点。ここにその問題で菊地議員が25年2月に質問した議事録があります。ちょっとこれだけ読ませてもらいます。それで意見を聞きたいんです。

○志賀委員長 田中委員、質問だけしてください。

○田中委員 ちょっと待ってください。

○志賀委員長 打ち切りますよ。

○田中委員 はい。内形副市長の答弁書です。これに対する意見を聞きたいです。「1月31日の産業常任委員協議会で、しっかり資料にまとめ、今部長が説明したとおり1件ごとの金属スクラップの発生量を、我々は数量をきちっと推計をやりました。それで、実際に越の浦一次処理場のほうに運ばれたトラックの台数も、我々は書類で確認しております。その乖離があるかどうかを調べたと。それで、大きく乖離があるところについては、しっかりと追跡調査をして、そして調べた結果、疑義のあるような状況にありませんでしたということで、1件ごとのこの資料、それぞれの契約ごとの業者、企業の方々、1件ごとに調べさせて報告させていただいておりますので、我々も災害復旧に一生懸命汗を流している方々の努力は、本当にしっかりと評価していきたいと思っておりますので、我々はこういうような状況で対応させていただいております。以上であります」と。こういう議事録があるんですよ。それを聞いて、きょうの感想をちょっと述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 ただいま田中委員がおっしゃったのは、公的な協議の場で答弁されたことでございます。私も議事録を探したらば、そういう議事録がありました。それを聞いたときに、ああこれは何も瑕疵がなかったんだなど。役所側も業者側も一安心しました。ところが、残念なことに、きょうまで、100条委員会までつくって、こういうふうになったということに対して、私は本当にざんきの念にたえません。残念でなりません。皆さんが一生懸命仕事をしていただいたおかげで、塩竈市が多賀城よりも、松島よりも、一番最初に道路が復旧して、すばらしいと褒められました。ところが、最後のほうになって結末がこのような状況の中では恥ずかしいなど。まちを歩いても、何やっているのと言われるようなぶざまな議会になっております。それが一番悔しい思いでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ今、聞いていておかしいと思うのは、行政にただしたものの答弁ありました。しかしながら、きょうの有価物、鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属の発生から処分までに関する調査事項の中の証言を求める事項は、発言についてであります。答弁がどうだったかどうかというのも一理はあるかもわかりませんが、発言。私はたしか傍聴して

いたときに、「どこに責任があるんだ」と。そして、ちゃんと課長やら部長にまでそういった質問をなされていたと思うんですが、その辺の責任追及するくらいだから、私は、ああ現場を見ているんだな、やっぱり議長はいろんな調査をしてその人たちから聞いて、その責任追及までするくらいの発言だなと、うんと重く感じた、尊敬をした一人です。それでも、あの当時、11月の下旬あたりに石巻市で逮捕者なんか出ているので、そういうのが塩竈に来たら大変なことになるなと身震いした思いがありますが、そういった大事な発言なので、私は……。 「みんなやっているんだ」とか、そういう発言もされていたんですよ。だから、「ええっ、これは重大だなと」という思いがあったので、嶺岸証人が課長なり部長に責任のあり方、所在というのも聞いていたと思うのですが、そのくらいの自信があつて聞いていたのかなと思つたんですが、それはどうなんでしょうか。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 私は、一市民から聞いたお話を代弁して言ったつもりでございます。だから、その辺について、質問じゃなくてお尋ねをしたわけでございます。その辺を間違われぬようにお願いします。その答えが、私じゃなくて委員長にお答えするようにと言ったはずでございます。それだけでございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ちょっと記憶が曖昧かもわかりませんが、きょうの午前中の部長にしろ、嶺岸発言について、それからやっぱり調べに入りましたよと。だから、議長の発言はやっぱり当局にも届いて、そして調査したという。これ、事実じゃないですか。きょうの荒川部長だってそういうふうに、荒川証人もそういうふうに発言していたと思うんですが、午前中に。村上さんもそういうふうな発言をされていたと思うんですが。やはり、全員協議会が非公開だかなんだかという以前の問題に、委員会での発言というのを……。それで当局、あのときたしか産業建設常任委員協議会の委員長、協議会の委員長は香取議員さんだった。そして、香取さんが最後に、「ちゃんと相手から調査しなさい」と。そしてあの協議会は締めくくられたと私は思っているんですが、そういうふうに委員の発言というのはうんと重いものだと思つています、私は。尊重して。ですから、言ったことは、私は正しいことを言ったのかなと思つていますので、だから当局がそれを真摯に受けてあの調査にかかったと。そのあれが、副市長が言った12月下旬に、きょうも荒川参考人が12月にその話を聞いて、行きましたと。私もどこですかというのを名前を聞くわけにいかないから、頭文字まで言ったら、「M社で

す」というので終わったのを先ほど聞いたばかりじゃないですか。ねえ。ですから、そういうふうにして調査した、それは嶺岸証人が発言したからだと思うんですよ。私はそうしか思わないんですよ。ですから、私が行ってこう聞いた、何したと、本当に手ぶりまでやって、あの嶺岸議員さんの声は特徴がありまして、腹の底から出るような声で言っていましたので、私はちゃんと聞いていたのですが、言った言わないというんでなく、言ったというのは言ったでいいんじゃないかなと思うんですが、それを何か違うような、協議会がどうのこうのというんでなく、その協議会の発言のことで今回聞いていますので、言ったか言わないかさえ言ってもらえば、それでいいんじゃないかなというふうに私自身は思っています。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 私はそういうふうに言ったつもりはございませんので。それから、きちっとして市民を守る立場でもって発言をして、そして1月の協議会で香取委員長のほうに何か報告されました。それで、2月に菊地議員が本会議でまた同じ質問をしました。これが正式な議場上がったことでございます。そのときには、役所は「何もない」という答えでしたので、それ以上のことは私はわかりませんと、だから言っているでしょう。それ以上のことはわかりませんと。その時点では線引きされて終わっているんですよ。その後に来ているんですよ。その話は、私にはまるきり何の話もないので、それ以上お答えすることはできませんと。

○志賀委員長 意見交換ではないので、質疑応答でお願いいたします。菊地委員。

○菊地委員 役所の答えがどうだこうだというよりも、私は言ったか言わないかを聞いているのであって、それを例えば忘れましたというのであれば忘れたと、そういう答弁でもいいんですけれども、おかしいんじゃないか。市民を守るためと言いながら、それではその市民を守ると、何を言ったのかなというふうなのがわからないです。（「許可しないでください。質問していないので」の声あり）

○志賀委員長 ちょっと待ってください。（「許可していませんよ。何の質問をするのかはつきりしないと。証人に対しての尋問ですから。意見交換ではありません」の声あり）もう一度。

○菊地委員 意見交換ではないです。だから、どこに責任があるかというくらいの質問をしていましたので、その根拠となることを説明してもらえば助かります。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 だから、最初に言ったとおり、市民からしっかりとお話を相談されましたので、そのことについて自分で確かめに現場に行って調べて、そのときに爆発するようなものがない

のか、あるいはその有価物とかにスプレー缶とかないのか、あるいはパンク車で運んだら大変だと、爆発するんでないかと。前にも清掃公社でありましたので、そういうことがあるからそういう話でないのかと言ったので、中身についてはやっぱり市民の意見の参考意見としてそういった意見をはいたということでございますので、それ以下でもそれ以上でもない。真実を述べただけでございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 嶺岸議員は、あのときたしか、自分はこういうふう業者に言われて、そして確認したんだと。会社名も。誰もと言っていたんですが、そういう発言をされていたので、その発言が、私は正しかったんじゃないかなというんで、それを認めてもらえばそれで済むことじゃないかなと思うんですが。

○志賀委員長 嶺岸証人。

○嶺岸証人 その辺については、はっきり覚えていませんのでお答えすることができません。間違ったら大変です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 間違ったら大変だと言われれば、証人として来ているからね。ただ、それではそれを証明するものとなると、やはりいろんな確認作業というのが必要になってくるのかなと思いますので、これ以上は水かけ論になりますので、私は終わります。

○志賀委員長 ほかにございませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 今までの質問の中でこれだけはちょっと言っておきたいのは、前半の話は市民から聞いた話だろうということは察しがつく内容で、それに合ったような話でした。しかし、後半については自分が実際見てきたということを言っているんですね。それで、その中で詳しくみんな説明されているんですね。それで、先ほど回答された一次仮置き場でしたか、仮置き……でしたか、そこに行って見てきたとか、そういう会話は一切出てきません。あの産業建設の方はおられると思うので、それはそういったことは私が言っていることは違うというようなことはないと思うんですが、そういうことをこの中で私は言っておきたいと思います。以上です。（「委員長」の声あり）

○志賀委員長 質問でないですね。質問にしてください。（「質問以外は答えません」の声あり）なければ、終わりたいと思います。

以上で、嶺岸淳一証人に対する尋問は終了いたしました。

嶺岸淳一証人には、長時間ありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。

〔証人退室〕

以上で本日の会議は終了いたします。ご苦勞さまでした。

午後 4時19分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利